



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第2期

川崎市子ども・若者の未来応援プラン (素案)

特記事項

本計画（素案）は、令和3（2021）年11月中旬時点の内容のものであり、令和4（2022）年3月の策定に向けて、川崎市子ども・子育て会議やパブリックコメント、庁内協議等の意見を踏まえ、一部内容や表現が変更となる場合があります。

川崎市

目次

【総論】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の構成	6
4 計画の期間	7
5 計画の対象	7
6 これまでの取組状況等	8
第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	17
1 本市の社会状況	18
2 子ども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況	26
3 子ども・若者の成長・発達段階ごとの状況	36
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	44
2 基本的な視点	45
3 施策の方向性と展開	46

【各論】

第4章 計画の推進に向けた施策の展開	49
計画の施策体系図	50
施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	
施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進	53
施策2 子どものすこやかな成長の促進	62
施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上	72
施策4 子育てしやすい居住環境づくり	80
施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	
施策5 質の高い保育・幼児教育の推進	87
施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	99
施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	
施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	122
施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	137
施策9 障害福祉サービスの充実	148

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応・・・・・・・・・・153

3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について・・・・・・・・・・154

1 子どもの貧困対策の推進・・・・・・・・・・157

2 児童家庭支援・児童虐待対策の推進・・・・・・・・・・176

3 困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進・・・・・・・・・・198

第6章 各種計画の量の見込み・・・・・・・・・・211

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
(川崎市子ども・子育て支援事業計画)・・・・・・・・・・212

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み
(川崎市新・放課後子ども総合プラン)・・・・・・・・・・230

3 代替養育の量の見込み
(川崎市社会的養育推進計画)・・・・・・・・・・232

第7章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・237

1 計画の推進に向けた社会全体での取組・・・・・・・・・・238

2 計画の進行管理・・・・・・・・・・240

3 計画の推進体制・・・・・・・・・・241

第1章

.....
計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

本市では、急速な少子高齢化の進行や都市化の進展により、核家族世帯の増加や地域における人と人との関わりの希薄化などが生じており、社会・経済環境が大きく変化する中、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増している状況にあり、社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らす子どもの割合を意味する「子どもの貧困率」は、直近の国の調査ではやや改善したものの、依然として我が国では7人に1人が貧困状態にあり、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態にあります。

また、子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、また、不登校やいじめ、若者のひきこもりも深刻化しています。

こうした子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では、平成30（2018）年3月に、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「川崎市子ども・若者ビジョン」を一体化するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画を包含した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者や子育て家庭への支援を推進してきました。

令和2（2020）年2月には、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の子ども・子育て支援事業計画部分（第6章）を改定するとともに、国の動向や、本市の要保護児童及び家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、「川崎市社会的養育推進計画」を策定し、社会的養育の推進に取り組んできました。

各計画に基づく取組を推進する一方、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）の到来など、本市を取り巻く環境が急激に変化する中で、少子高齢化の更なる進展や人口減少への転換など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題が生じています。社会状況が急激に変化し、価値観が多様化する中で、子ども・若者が抱える課題もより複雑化・深刻化しており、地域が子ども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、子ども・若者の健やかな成長をしっかりと支え、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが一層求められています。

こうした子ども・若者が抱える課題への対応を確実に実施するとともに、前期計画策定以降に策定された国の「新・放課後子ども総合プラン」など、直近の国の動向等を踏まえるほか、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と多くの同一事業の進行管理を行っている「川崎市社会的養育推進計画」と統合することにより、わかりやすく効率的な計画の進行管理ができるよう、具体的な施策や取組内容を整理し、とりまとめることで、教育・福祉・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援を効果的に推進するため、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定します。

本計画に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

（1）本計画が包含する計画の位置づけ

本計画は、様々な分野にわたる子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、子ども施策に関わる複数の分野別計画を一体化して策定しており、本市の子ども施策全体が把握できる計画となっています。

本計画が包含する計画について、根拠となる法令等を明確にし、その位置づけを示します。

包含する計画の名称	計画の概要	計画の根拠等
子ども・若者計画	総合的な子ども・若者育成支援施策を推進するための計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策を総合的に推進するための計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援給付及び地域子ども子育て支援事業を総合的に行うための計画	子ども・子育て支援法第61条第1項
ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を総合的に推進するための計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項
保育所等整備計画	乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するための保育所等の整備計画	児童福祉法第56条の4の2
母子保健計画	母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための計画	母子保健計画について（平成26年6月17日付厚生労働省通知、雇児発0617第1号）
児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	児童家庭支援・児童虐待対策を強化充実し、「虐待のないまちづくり」を推進するための計画	川崎市子どもを虐待から守る条例
社会的養育推進計画 【本計画から包含】	子どもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育を推進するための計画	「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日付厚生労働省通知、子発0706第1号）
新・放課後子ども総合プラン 【本計画から包含】	放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための計画	「新・放課後子ども総合プラン」について（平成30年9月14日付文部科学省・厚生労働省通知、30文科生第396号・子発0914第1号）

（2）本計画と他の行政計画との関係

本計画は、子ども・若者や子育て家庭への支援の総合的な推進を図るため、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」と「川崎市社会的養育推進計画」の基本的な考え方等を継承し、一体化した計画として策定します。

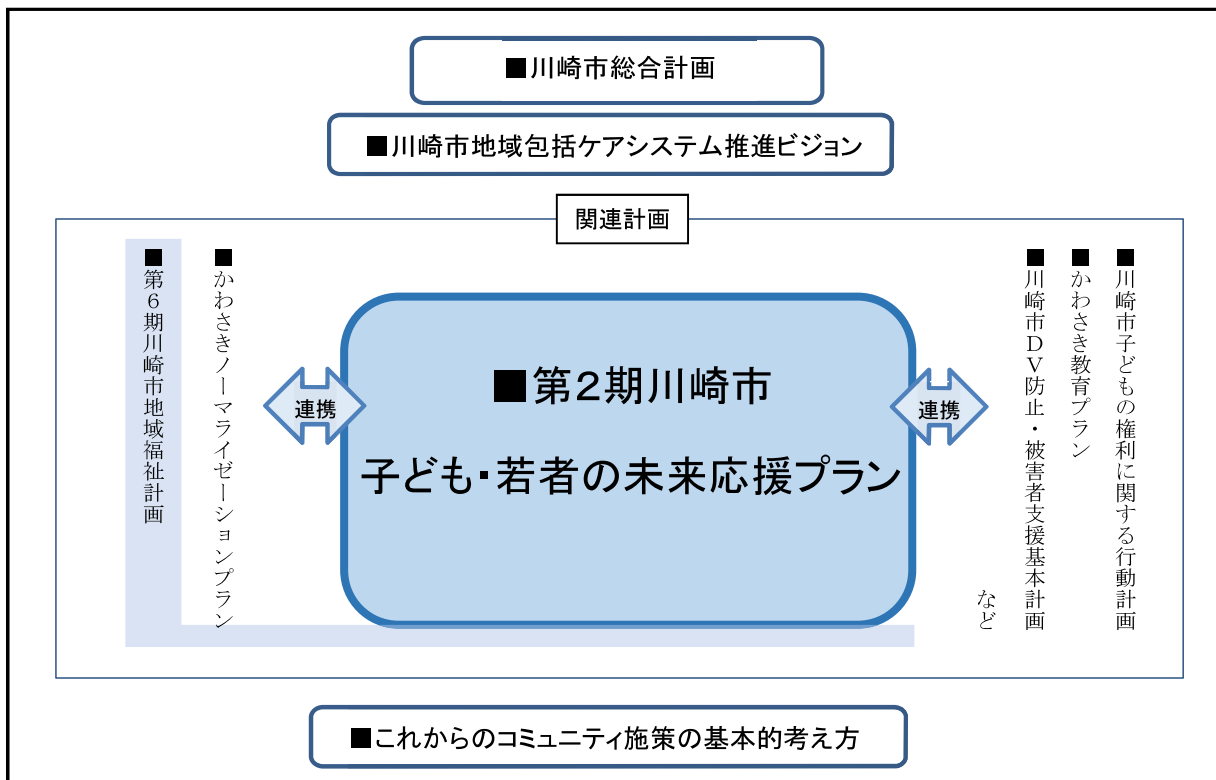
本市では、関連する個別計画の上位概念となる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成26（2014）年度に策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めた全ての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

また、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成30（2018）年度に策定し、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向け、地域の居場所である「まちのひろば」の創出等の取組を進めています。

本計画の策定にあたっては、子ども・若者に関する行政計画として、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を踏まえ、「川崎市地域福祉計画（社会福祉法に基づく福祉に関する上位計画）」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」との連携を図りながらとりまとめ、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。

また、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」に掲げる教育の指針となる考え方は、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」における、特に学齢期以降の施策の推進と非常に関連が大きいものであり、かわさき教育プランと連携するとともに、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるため、子どもの権利条例前文に掲げる基本理念を踏まえて、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」と連携するなど、関連計画との横断的連携を図りながら、施策を推進します。

◎計画の相関図



持続可能な開発目標（SDGs）との関連

「持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）」とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国として積極的に取り組んでいくこととされています。

本計画においても、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなど、SDGs の趣旨を踏まえ、各事務事業を進めるとともに、市民、企業、団体等の多様な主体との連携や関係部署相互の連携の強化を図り、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上をめざした取組を推進します。

なお、SDGs における 17 の目標（ゴール）のうち、本計画に関連するものは次のとおりです。



ゴール 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



ゴール 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



ゴール 3：あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



ゴール 4：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



ゴール 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



ゴール 8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



ゴール 10：各国内及び各国間の不平等を是正する



ゴール 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



ゴール 12：持続可能な生産消費形態を確保する



ゴール 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



ゴール 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の構成

本計画の構成と内容は、次のとおりです。

第1章 計画の策定にあたって

計画策定にあたっての基本的事項として、策定の背景・趣旨や計画の位置づけ、計画の期間や対象、統合する各分野別計画のこれまでの取組状況等について記載しています。

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

国・市の統計や各種調査の結果等をもとに、本市の社会状況や、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況等について記載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

本市の子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進に向けて、計画の基本理念や基本的な視点、施策の方向性等、計画の基本となる考え方について記載しています。

第4章 計画の推進に向けた施策の展開

計画の基本理念の実現に向け、福祉・教育・保健・雇用等、多分野にわたる事業について、効果的・効率的に推進するため、3つの施策の方向性、9つの施策に基づく具体的な事業や計画期間中の主な取組を記載しています。

第5章 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題である「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を抱える子ども・若者」について、横断・連携して課題解決を図る取組を記載しています。

第6章 各種計画の量の見込み

子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における、「量の見込み」（利用に関するニーズ量）等のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込み等を記載しています。

第7章 計画の推進に向けて

計画の効果的・効率的な推進に向けた進行管理や推進体制等について記載しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

ただし、子ども・子育て支援事業計画等については、国が「子ども・子育て支援法」等で定めた計画期間が、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度となるため、令和6（2024）年度中に関連する内容について必要な見直しを行います。

5 計画の対象

本計画では、子ども・若者を次のとおり定義し、0歳から概ね30歳未満までを対象としますが、施策によっては、ポスト青年期までの40歳未満までを対象とするとともに、子育て家庭（妊娠・出産期を含む）についても対象とします。

【対象の定義】

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象

子ども・若者（青少年）：乳幼児期から青年期までの者

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生から概ね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

6 これまでの取組状況等

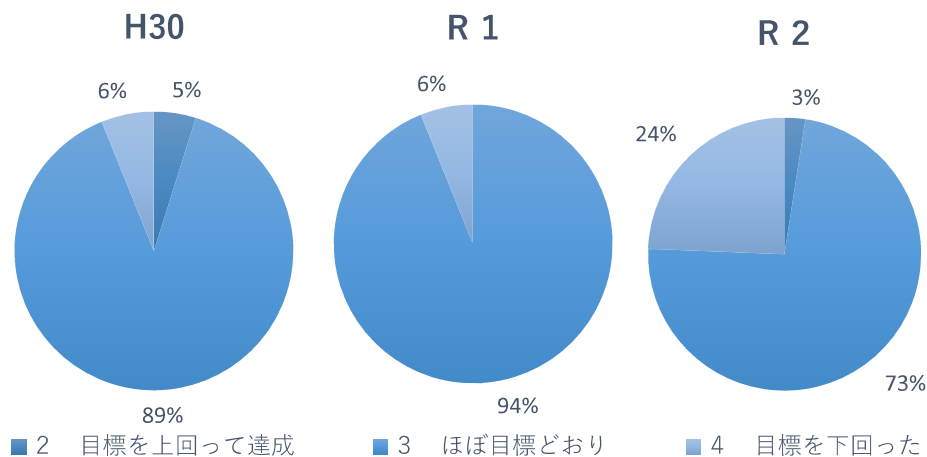
統合する2つの分野別計画について、これまでの取組状況等を取りまとめました。

計画名	基本理念・評価
<p>川崎市子ども・若者の未来応援プラン</p>	<p>◆基本理念 「未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」 子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。 そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。 また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。 子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。 <計画期間の評価> 平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの4年間を計画期間としており、令和2（2020）年度までの各年度について、年度評価を行いました。3つの施策の方向性に基づく9つの施策・82の事業について、コロナ禍で目標を達成できない事業が一部あったものの、オンライン等を活用して事業を推進するなど、概ね目標を達成できたものと考えており、子どもが地域で健やかに育つことのできる環境の充実や子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実等を推進することができました。</p>
<p>川崎市社会的養育推進計画</p>	<p>◆計画の考え方 本市における児童虐待の相談・通告件数が年々増加傾向にあることなど、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増えていると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や施設等）につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。 こうしたことから、里親制度による家庭養護や、児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進に向けた取組を行い、要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めます。 <計画期間の評価> 令和2（2020）年度から令和3（2021）年度までの2年間を第1期計画期間としており、3つの基本的な考え方に基づく9つの施策の方向性、19の施策等について、概ね目標を達成できたものと考えており、里親制度及び施設における家庭的養護の更なる充実に向けた取組を推進しました。</p>

◎推進項目の達成状況（川崎市子ども・若者の未来応援プラン）

（推進項目数）

達成状況区分	内容	H30	R 1	R 2
1 目標を大きく上回って達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。 	0	0	0
2 目標を上回って達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。 	4	0	2
3 ほぼ目標どおり	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。 	73	77	60
4 目標を下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。 	5	5	20
5 目標を大きく下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。 	0	0	0

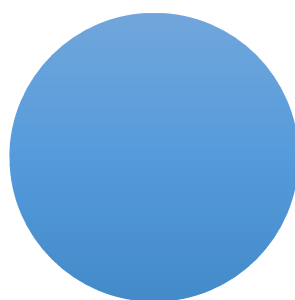


◎事務事業の達成状況（川崎市社会的養育推進計画）

（事業数）

達成状況区分	内容	R2
1 目標を大きく上回って達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。 	0
2 目標を上回って達成	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。 	0
3 ほぼ目標どおり	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●概ね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。 	17
4 目標を下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。 	0
5 目標を大きく下回った	<ul style="list-style-type: none"> ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。 	0

R 2



100%

■ 3 ほぼ目標どおり

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

＜9つの施策の主な取組状況＞

施策の方向性	施策	内容
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。 ■平成31（2019）年1月から小児医療費助成（入院医療費助成）の所得制限を廃止する制度拡充を実施し、子育て家庭への経済的支援を推進しました。
		子ども・子育て会議*からの意見・評価
		<ul style="list-style-type: none"> ■「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」により、子どもの権利保障が総合的に推進されることを期待するとともに、子育て家庭への経済的支援として、小児医療費助成（入院医療費助成）の所得制限を廃止する制度拡充が実施されたことを評価します。
	2 子どものすこやかな成長の促進	主な取組状況
		<ul style="list-style-type: none"> ■母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において、これまでの宿泊型、訪問型に加え、助産所に通所し助産師のケアを受ける日帰り型を実施し、より利用者のニーズに合わせた体制を整えました。 ■わくわくプラザ事業については、学校の長期休業日等における平日朝の開室時間を前倒しし、開室時刻を30分繰り上げたほか、保護者に対する連絡事項を迅速に伝えるため、メール配信サービスを実施するなど、子育て世代のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		<ul style="list-style-type: none"> ■母子保健指導・相談事業について、産後ケア事業において日帰り型が追加されたことを評価するとともに、健全な子育て環境づくりのために、引き続き、より利用者のニーズに合わせた体制を整えていくことを望みます。 ■わくわくプラザ事業について、開設時間の前倒しやメール配信サービスの実施を評価するとともに、引き続き、利用者のニーズに合わせて、サービスの充実に向けた取組の推進が図られることを望みます。

* 子ども・子育て会議…子ども・子育て支援法に基づき設置される審議会で、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成され、計画の策定や進捗管理、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等について、調査・審議します。

施策の方向性	施策	内容
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	<p>主な取組状況</p> <p>■地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点である地域の寺子屋を、地域や学校の実情に応じて、令和2（2020）年度末までに65か所に拡充するとともに、更なる開講に向けて準備を進めました。</p> <p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <p>■「地域の寺子屋事業」について、65か所に拡充したことを評価するとともに、今後も更なる拡充に向け、地域の寺子屋の周知に向けた取組を進めていくことを望みます。また、寺子屋の運営を担う人材発掘及び人材育成についても、養成講座や効果的な情報の発信を行い、利用者及び支援者がともに魅力ある寺子屋事業の運営が推進されることを望みます。</p>
	4 子育てしやすい居住環境づくり	<p>主な取組状況</p> <p>■子育て世帯の市内定住促進については、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした「川崎市すまい・いかすプロジェクト」において、民間事業者と連携して、子育て世帯の既存住宅活用に関するセミナーや既存住宅の買取・再販スキームの構築・試行実施を行いました。</p> <p>■市営住宅等管理事業については、住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向け、市営住宅条例を改正し、市営住宅における子育て世帯向けの募集区分を新設し、定期借家制度を導入しました。</p> <p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <p>■子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備については、市民のニーズを踏まえて、子育て家庭が安心して暮らせるよう、引き続き、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを望みます。</p> <p>■住宅に困窮する若年子育て世代等の入居機会拡大のため、市営住宅条例を改正し、子育て世帯向けの制度を導入したことを評価します。今後、子育て世帯の求める住まいが提供されるよう、制度が運用されていくことを望みます。</p>

施策の方向性	施策	内容
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 共働き世帯の増加等に伴い、高い保育ニーズに対応するため、保育所の新規整備を中心に、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可化等により保育受入枠の拡大を図るとともに、幼稚園の一時預かり事業や川崎認定保育園等の積極的な活用を図りました。 ■ 川崎市・中原区保育・子育て総合支援センター及び各区保育総合支援担当並びに公立保育所が連携して、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修を実施したほか、メールによる子育て相談の実施や絵本の貸出などの地域の子ども・子育て支援、新しい生活様式に配慮した保育事例集の作成・配布など、民間保育所等への支援を実施しました。 <p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 待機児童数の目標を達成したことを評価します。今後も引き続き、保育所の新規整備にあたっては、事業者選定における様々な工夫により安定的かつ継続的な保育の実施を確保するよう効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。 ■ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、保育の質の維持・向上を図るため、公民保育所職員研修のほか、新しい生活様式に配慮した保育事例集を作成し、民間保育所に配布するなど、様々な取組を実施してきたことを評価します。今後も、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、民間保育所と連携し、安心して安全な保育所運営を推進するとともに、現状の課題に即した人材育成研修が実施されることを望みます。
	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	<p>主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、令和2年度補正予算による義務教育課程 1人1台端末の配備など、子どもたちの学びを支えるICT環境の整備を行いました。 ■ 海外帰国・外国人児童生徒相談事業については、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で特別の教育課程による日本語指導を実施しました。また、日本語指導初期支援員を配置し、日本語指導の初期段階の支援等の充実を図りました。 <p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国のGIGAスクール構想に基づき、ICT環境の整備を推進したことを評価します。引き続き、各学校の取組状況を把握し、効果的なICT活用を推進していくとともに、教員の更なるICT活用に向けた研修等を実施し、活用能力の向上に向けた取組を推進していくことを望みます。また、年々増加する海外帰国・外国人児童生徒に対する初期の日本語指導や学習支援等の充実を図り、教育的ニーズに応じた支援が行われることを望みます。

施策の方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	主な取組状況
		<p>■児童相談所体制の充実に向けて児童福祉司等の増員を行うとともに、令和2（2020）年12月から「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業」を開始し、市内の中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者への研修等を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、児童虐待に係る相談体制を充実するため、神奈川県が実施する「かながわ子ども家庭110番相談LINE」に参加し、LINEによる相談窓口を設置しました。</p> <p>■ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、平成30（2018）年度に実施した施策の再構築を踏まえ、親の就業による自立に向けた自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の支給を行い、さらに子の将来の自立に向けた小・中学生を対象の学習支援事業を市内16カ所で実施するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施に取り組みました。また、市独自及び国の給付金を支給し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で経済的に困窮したひとり親家庭への支援を行いました。</p>
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		<p>■児童福祉司等の増員や「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実施、LINE相談窓口の設置について評価します。引き続き、要保護児童の早期発見に向け、関係機関等の連携に努め、適切な支援の実施に取り組まれることを望みます。</p> <p>■ひとり親の家庭支援について、経済的に困窮したひとり親家庭への支援を行ったことを評価します。引き続き、ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた支援を推進していくことを望みます。</p>
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	主な取組状況
		<p>■生活保護受給世帯に対する学習支援事業について、小学生に対する支援を市内12カ所、中学生に対する支援を市内14カ所に拡充しました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価		
<p>■生活保護自立支援対策事業については、学習支援事業の拡充及び支援対象を中学生から小学生に拡大したことを評価します。引き続き、学習支援の更なる拡充に向けた取組を望みます。</p>		

施策の方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	9 障害福祉サービスの充実	主な取組状況
		<p>■地域療育センターにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を適切に実施することによって、事業の継続を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。また、保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。</p>
		子ども・子育て会議からの意見・評価
		<p>■地域療育センターにおける支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえながら、継続した支援を適切に取り組みれたことを評価します。引き続き、地域療育センターにおける専門的かつ総合的な支援や、保育所や幼稚園、学校等への訪問・技術支援等に取り組みれることを望みます。</p>

川崎市社会的養育推進計画

＜3つの基本的な考え方の主な取組状況＞

No	基本的な考え方	内容
1	専門的支援を必要とする児童・ 家庭への支援の充実	主な取組状況 ■児童福祉司・児童心理司を増員し、児童相談所における相談支援体制の充実を図るとともに、職員の資質向上の取組を進めました。 ■増加する児童虐待相談通告件数や常時定員を超過している一時保護所への対応を図るため、令和7（2025）年度の中部児童相談所の改築に向けての施設整備を開始しました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価 ■今後も児童相談所の児童福祉司や児童心理司については増員が見込まれることから、相談支援体制の更なる充実のため、各種研修などを通じて職員の人材育成に注力されることを望みます。 ■定員を超過している児童相談所一時保護所の環境改善を図り、入所児童の権利擁護のための丁寧な説明や支援が行われていくことを望みます。
		主な取組状況 ■特別養子縁組が必要な児童については、実親の理解と承諾が得られるよう、丁寧な説明を実施するとともに、乳児院やフォスタリング機関及び児童相談所等が連携し、里親候補先を決定するなど、特別養子縁組の推進に取り組みました。 ■入所児童の処遇環境や社会性の向上を図るとともに、要保護児童の受け皿確保のため、地域小規模児童養護施設1か所を開設しました。また、新規開設に向けた調整を行いました。
2	代替養育を必要とする 児童への支援の充実	子ども・子育て会議からの意見・評価 ■養子縁組里親フォスタリング機関の本格的な稼働に伴い、特別養子縁組を希望される方の将来の家族像などを踏まえて、不安を取り除き、丁寧に寄り添うなど、専門機関としての役割の充実を望みます。 ■施設の高機能化や多機能化については、今後の施設に求められるニーズの把握を適宜行い、どのような形態に転換していくことが妥当なのか、関係機関との協議を丁寧に行いながら進めていくことを望みます。
		主な取組状況 ■フォスタリング機関における里親登録拡大の取組により、養育里親、養子縁組里親、親族里親が新たに登録されました。
		子ども・子育て会議からの意見・評価 ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度の更なる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。
3	本市の状況を踏まえた 代替養育体制の確保と 家庭養育の推進	主な取組状況 ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度の更なる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。
		子ども・子育て会議からの意見・評価 ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度の更なる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。
		主な取組状況 ■児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、里親制度の更なる推進に向けた様々な取組を推進されていくことを望みます。また、市内に2つあるフォスタリング機関同士の連携や交流を深め、それぞれが持つ経験やノウハウを活用し、リクルート活動や養育の資質向上に資する支援の向上を目指すなど、相乗効果を期待します。

第2章

.....

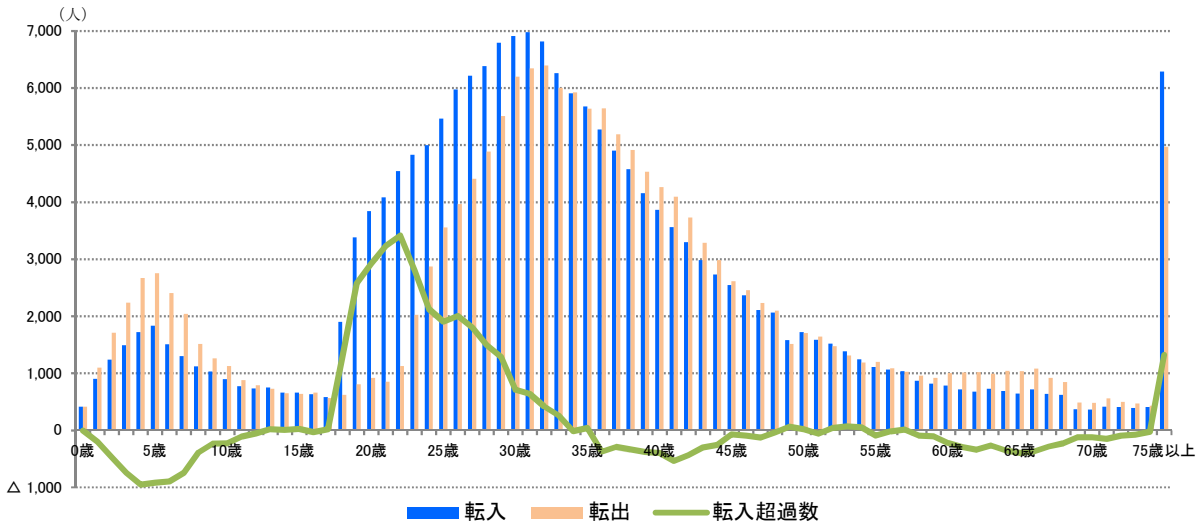
子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 本市の社会状況

（1）人口の推移

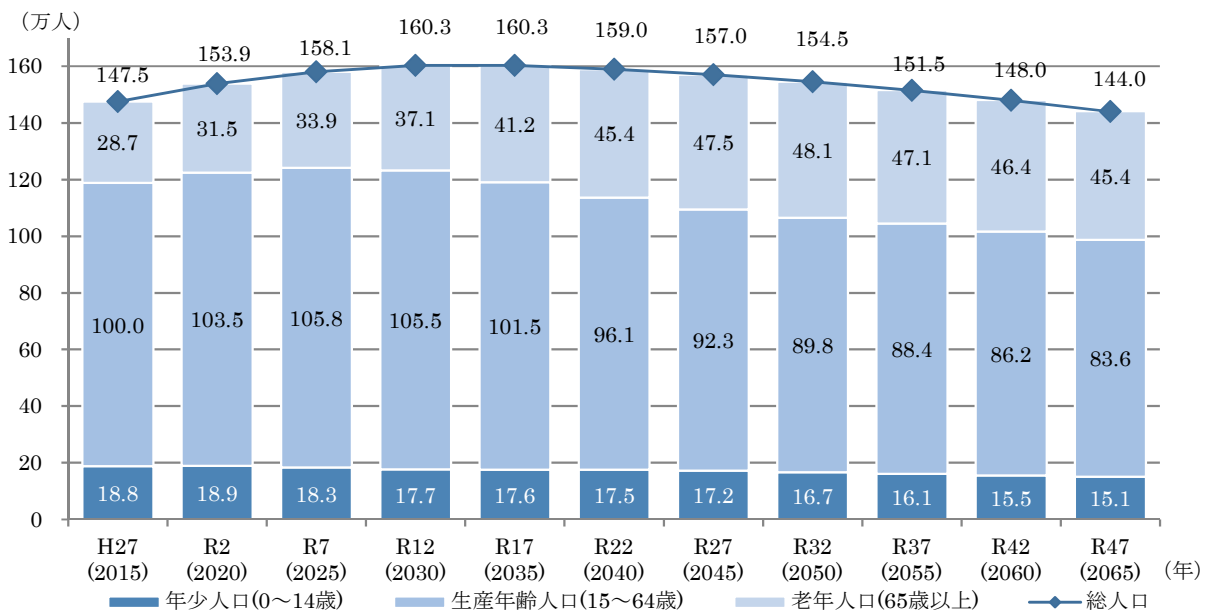
本市の人口は、若年世代の転入超過等を背景に平成 29（2017）年4月に 150 万人を超え、令和 12（2030）年まで増加を続けることが想定されています。一方で、年少人口については令和 2（2020）年にピークを迎え、高齢化の急速な進展も見込まれていることから、本市の人口構成が大きく変化していくことが想定されます。

図表1 年齢各歳別転入・転出人口及び転入超過数（市）



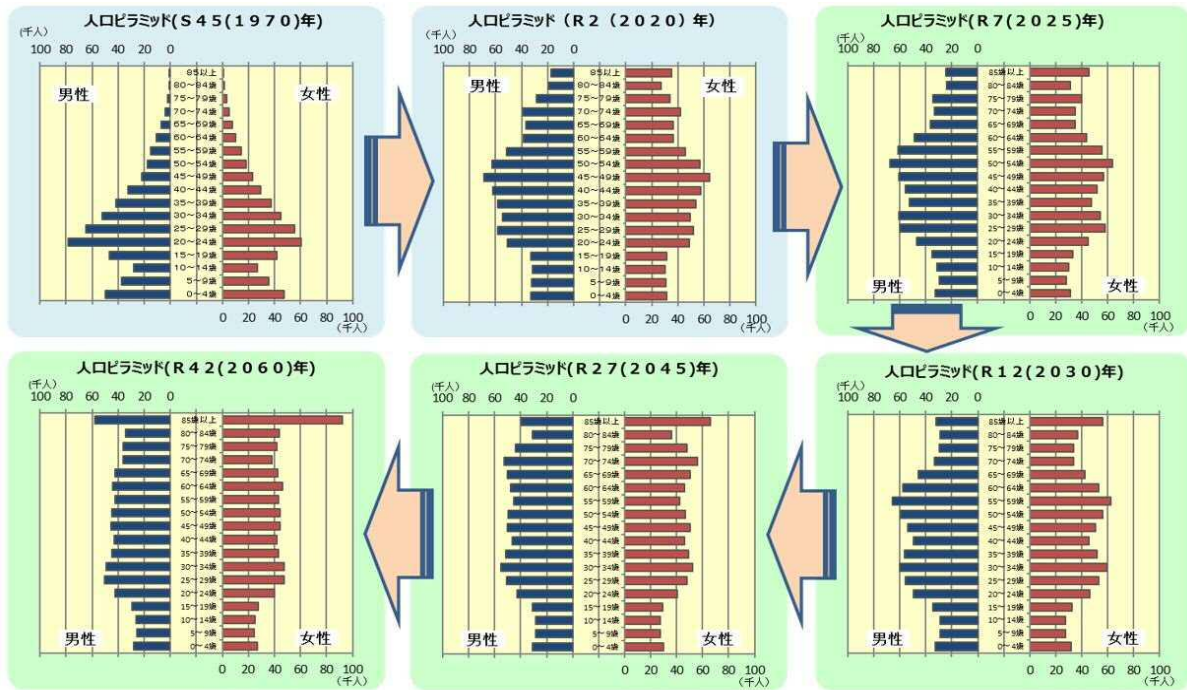
※転入人口・・・5年前の常住地が市外で現住地が市内の人口
 ※転出人口・・・5年前の常住地が市内で現住地が市外の人口
 資料：総務省 平成 27（2015）年国勢調査

図表2 将来人口推計（市）



資料：川崎市将来人口推計（令和3（2021）年）

図表3 人口構成の変化（市）

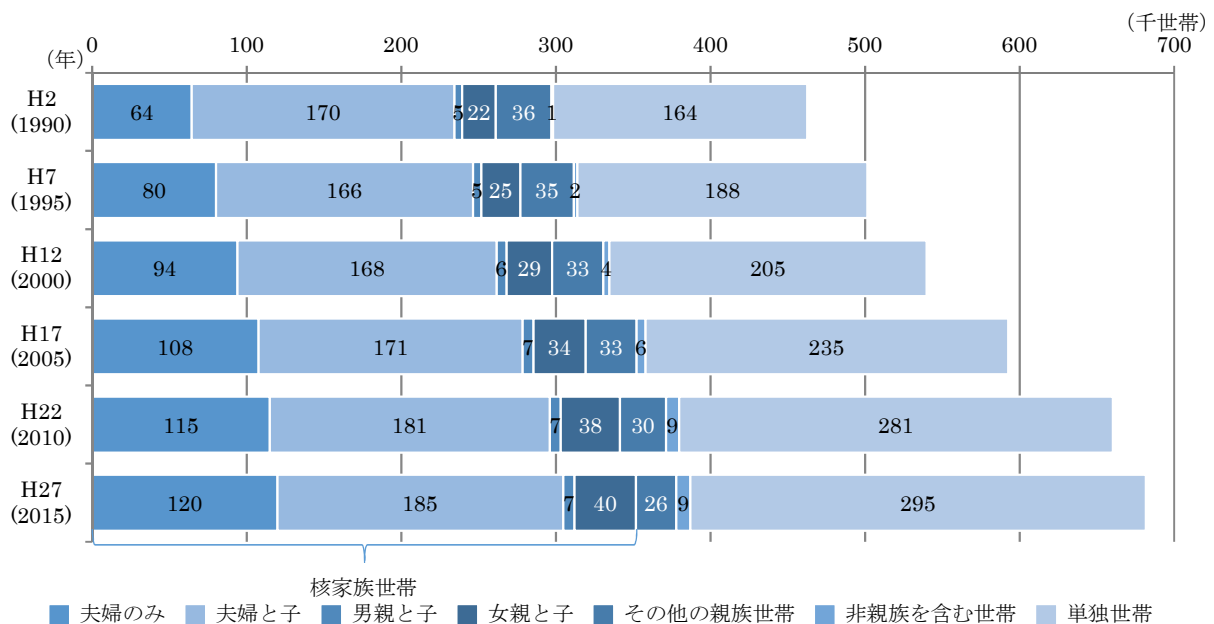


資料：川崎市将来人口推計（令和3（2021）年）

（2）核家族化

平成2（1990）年から、30年間の核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子）の変化をみると、平成2（1990）年の約26万世帯から平成27（2015）年には約35万世帯に増えています。また、単独世帯も一貫して増加しており、平成27（2015）年には約29万世帯となっています。

図表4 家庭類型別世帯数の推移（市）

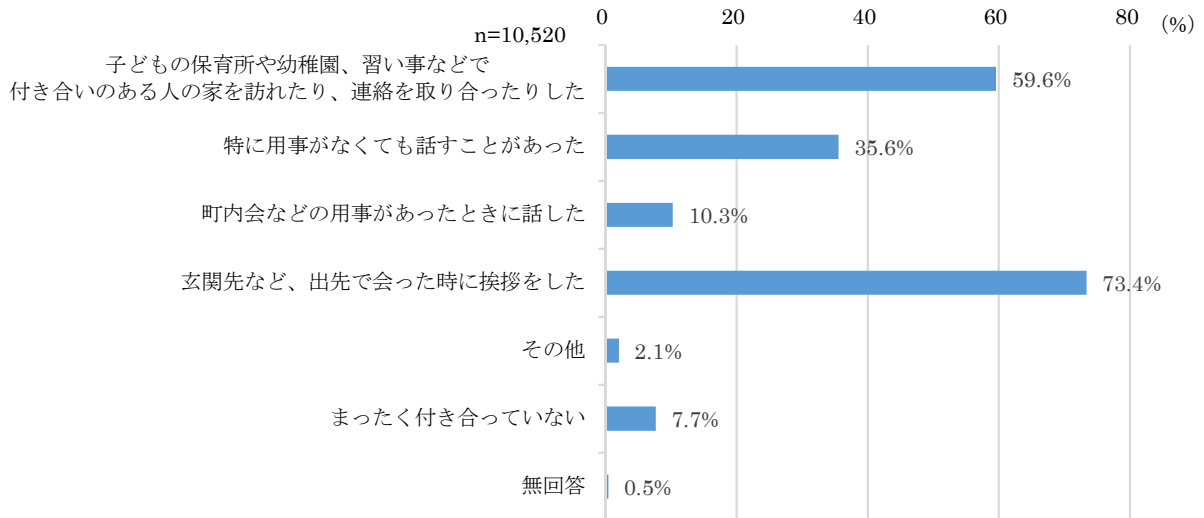


資料：総務省 国勢調査

（3）地域との関係の希薄化

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、この1か月間での近所の人との交流の程度は、「玄関先など、出先で会った時に挨拶をした」が73.4%で最も高くなっています。一方、7.7%は「まったく付き合いがない」と回答しており、一部の人は近所付き合いの程度が低い状況となっています。

図表5 近所付き合いの程度（市）



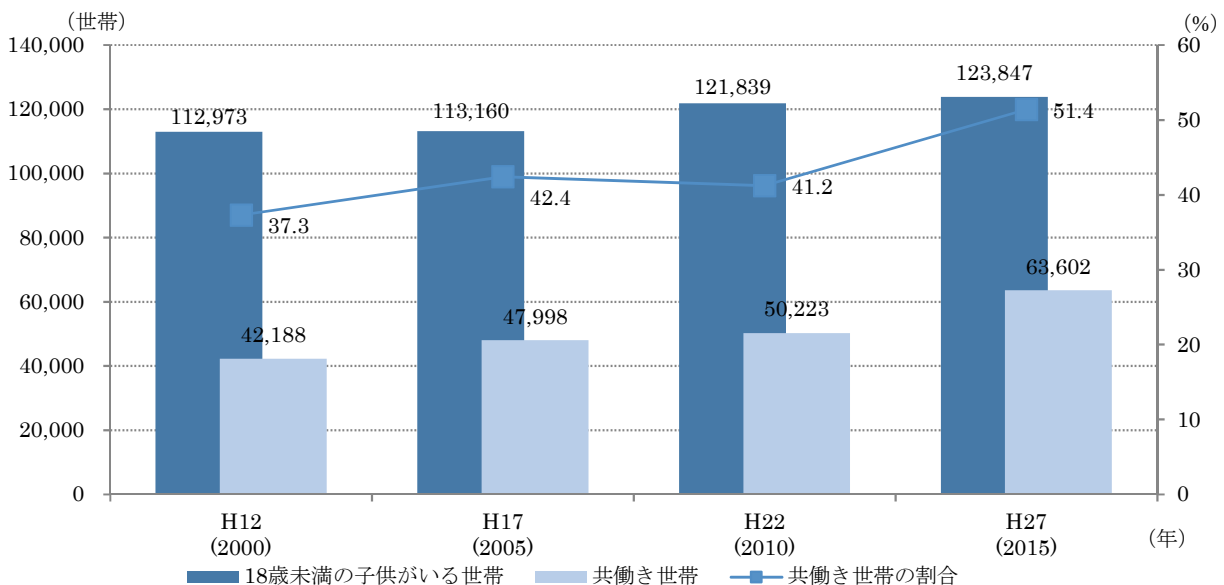
※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

（4）共働き世帯の増加

本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯の平成27（2015）年の構成比は51.4%で、半数以上となっています。

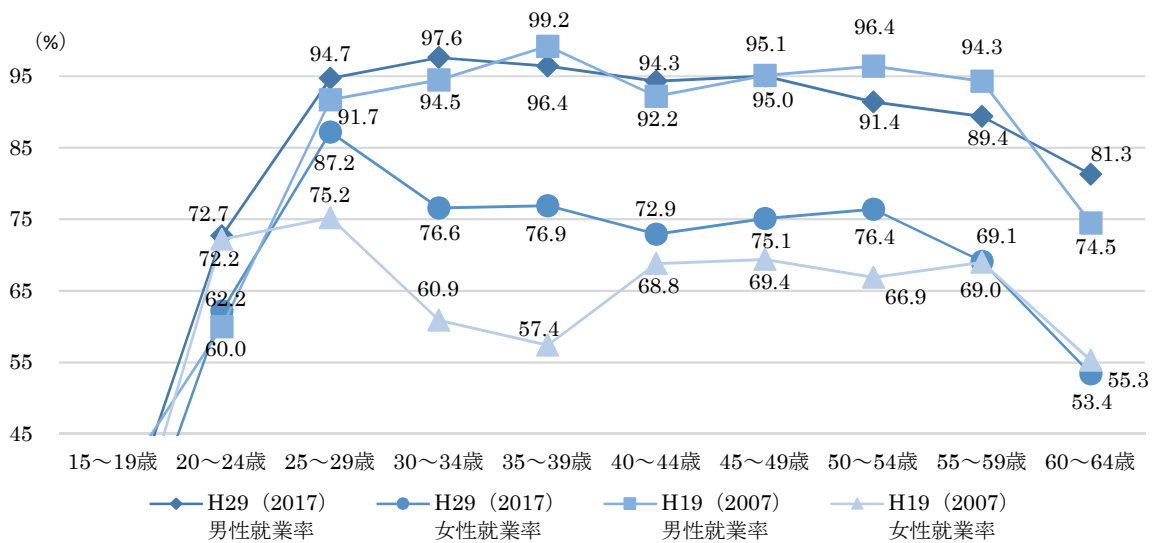
図表6 総世帯数（子どもが18歳未満）と共働き世帯数の推移と割合（市）



資料：総務省 国勢調査

本市の年齢階級別就業率は、概ね全ての年齢層において平成19(2007)年から平成29(2017)年にかけて上昇していますが、依然として男性に比べ、女性の就業率が低い傾向にあります。

図表7 年齢階級別就業率（市）



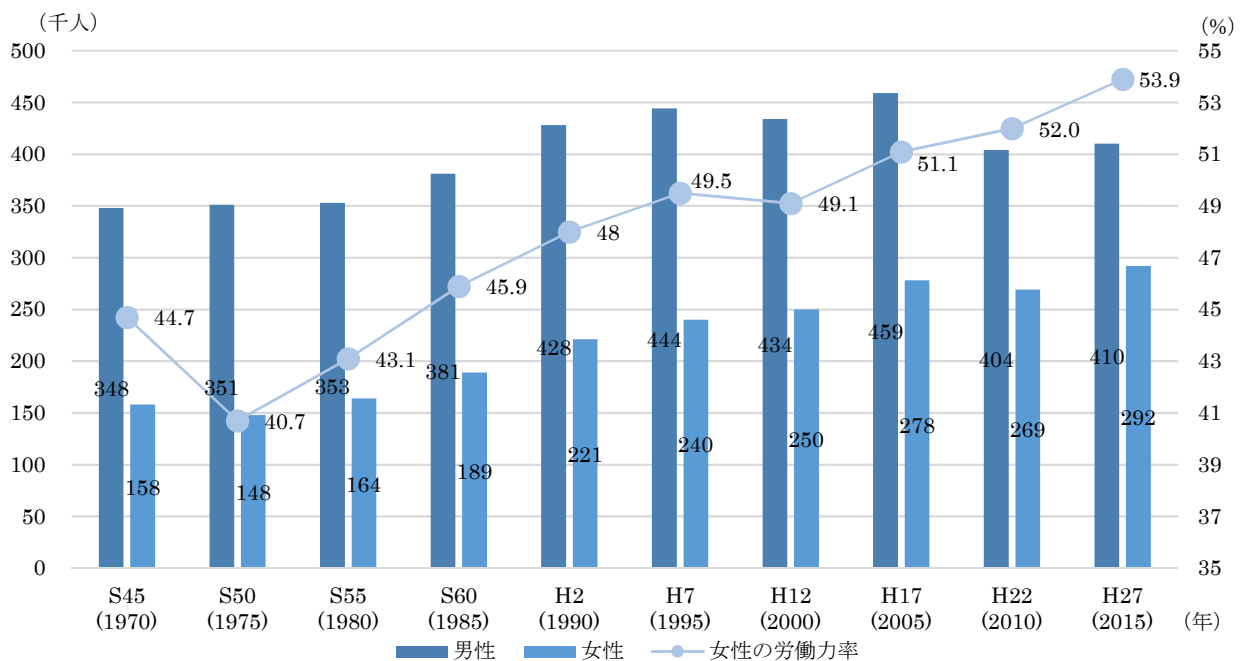
資料：川崎市統計書

女性の労働力人口※1は平成17(2005)年から平成22(2010)年にわずかながら減少しましたが、平成27(2015)年には再び増加しました。女性の労働力率※2は上昇傾向にあり、平成27(2015)年には53.9%となりました。

※1) 15歳以上の就業者（従業者と休業者を合わせたもの）と完全失業者（就業できず、求職活動の実績がある者）を合わせたもの

※2) 15歳以上の人口に占める労働力人口の割合

図表8 労働力人口と労働力率の推移（市）



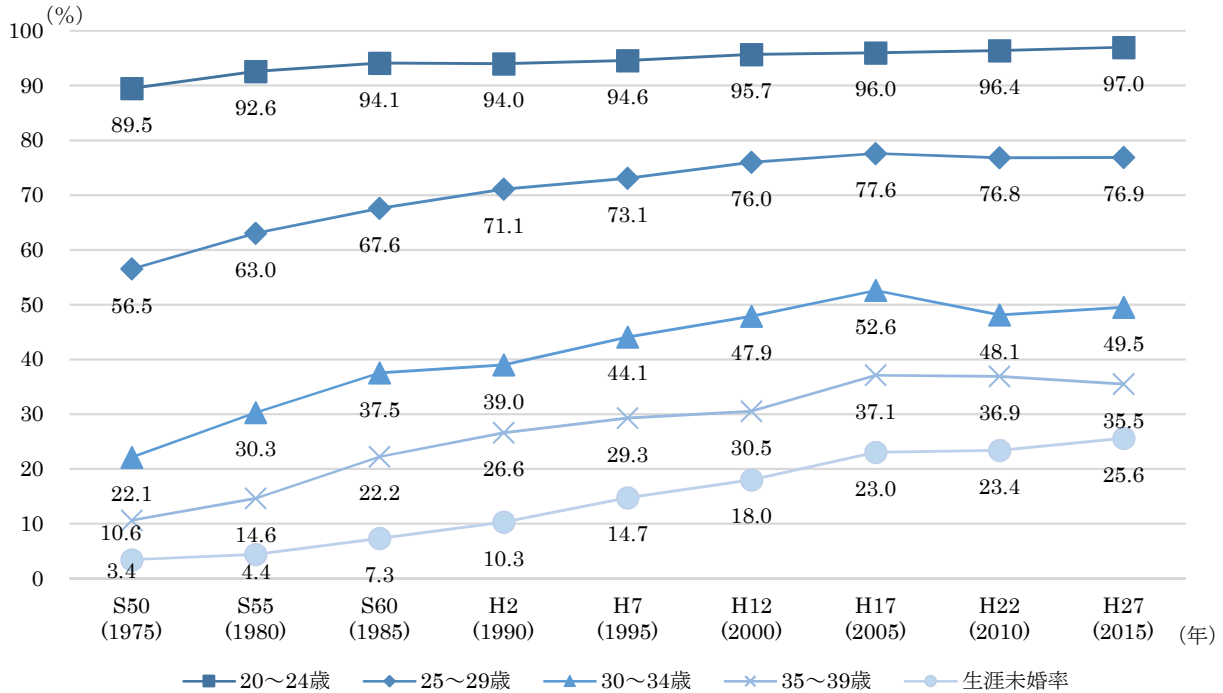
資料：総務省 国勢調査

（5）晩婚化

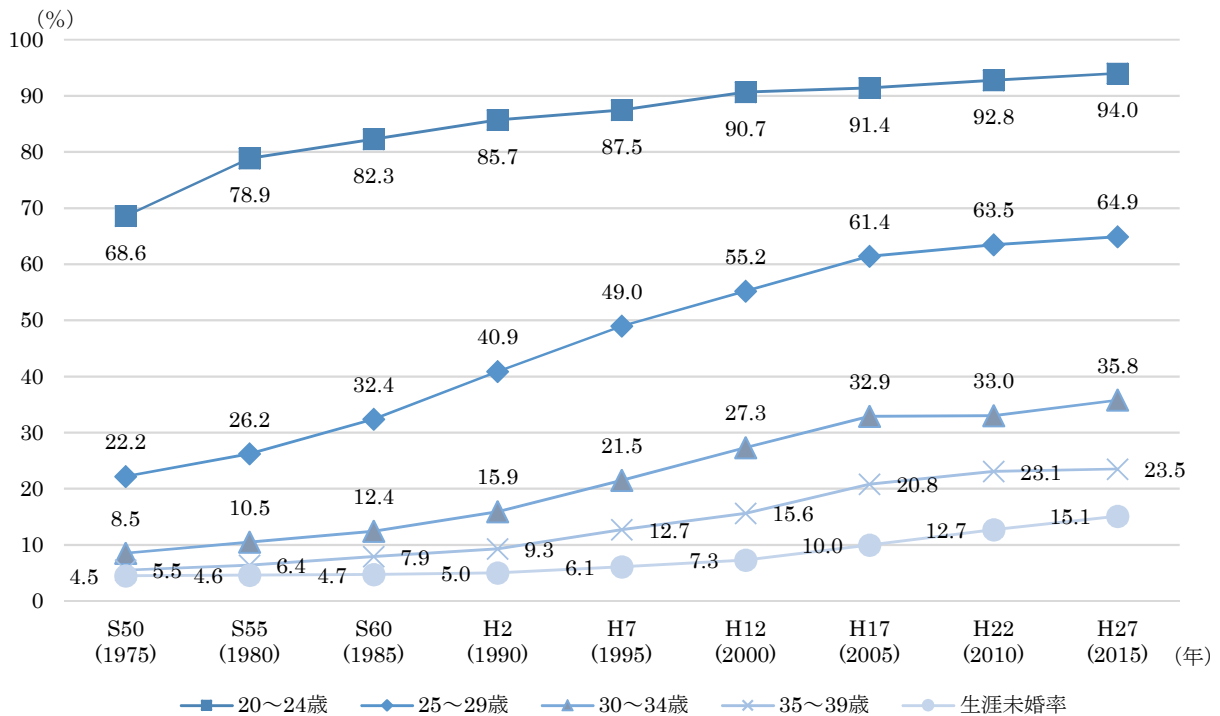
本市の未婚率は、全ての年齢層において昭和50（1975）年から平成27（2015）年にかけて概ね上昇傾向にあります。

図表9 未婚率の推移（市）

《男性》



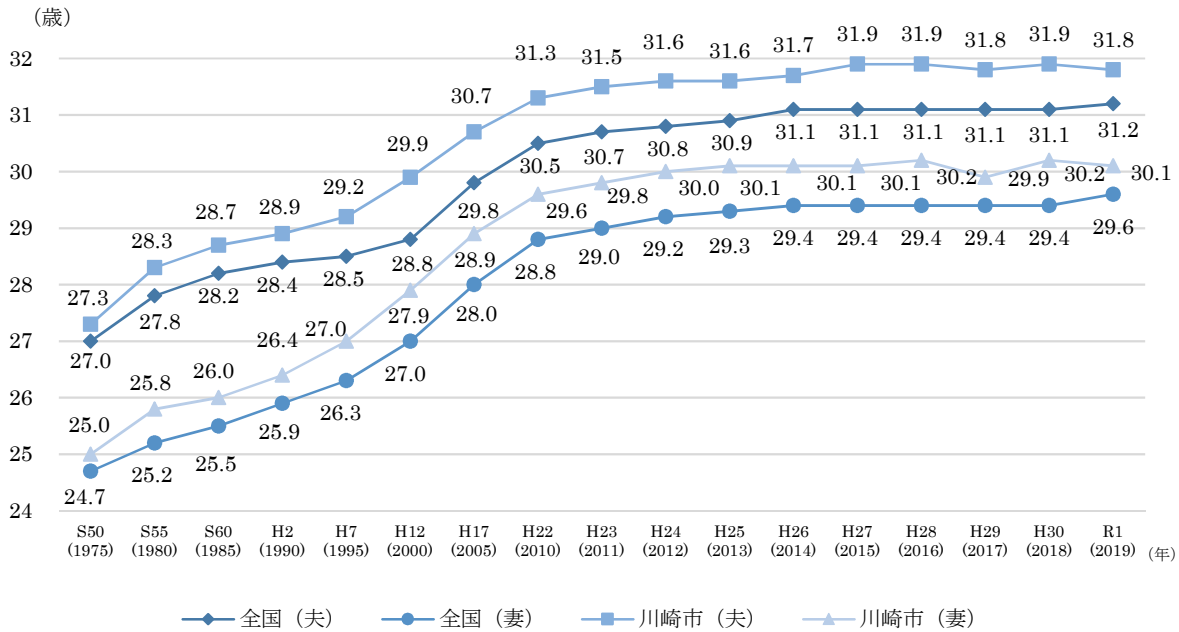
《女性》



資料：総務省 国勢調査

本市の平均初婚年齢は令和元（2019）年に夫が31.8歳、妻が30.1歳となり、全国の水準と比較して晩婚化が進行している状況にあります。

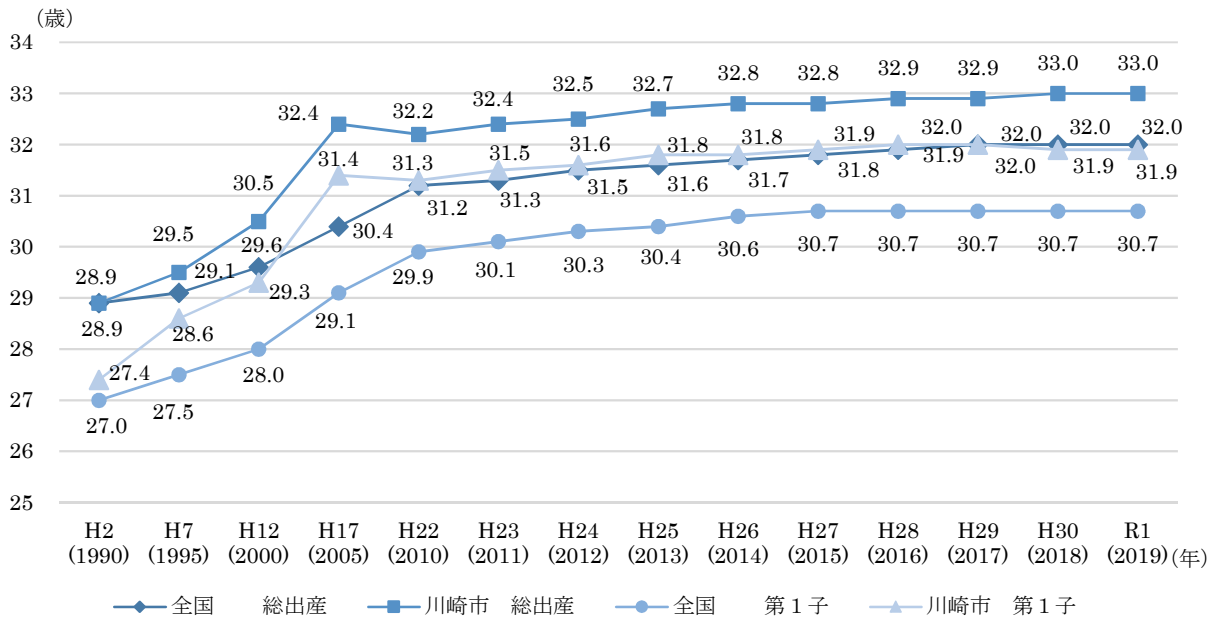
図表 10 平均初婚年齢の推移（国・市）



資料：厚生労働省 人口動態調査

本市の平均出産年齢は令和元（2019）年に総出産平均年齢が33.0歳、第1子平均出産年齢が31.9歳となり、全国の水準と比較して晩産化が進行している状況にあります。

図表 11 平均出産年齢の推移（国・市）

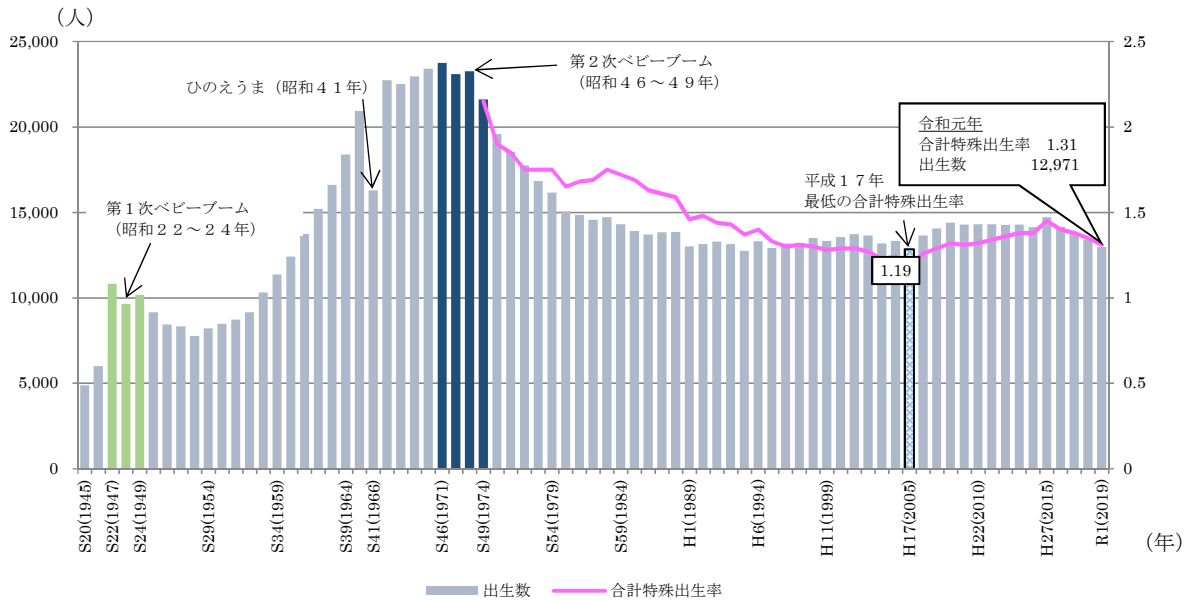


資料：厚生労働省 人口動態調査

（6）少子化

平成 19(2007)年以降、本市の出生数は 14,000 人台で推移していましたが、平成 29(2017)年に 14,000 人を下回り、減少傾向にあります。合計特殊出生率は平成 17(2005)年に最低の合計特殊出生率となり、以降上昇傾向にありましたが、平成 27(2015)年以降は減少しています。

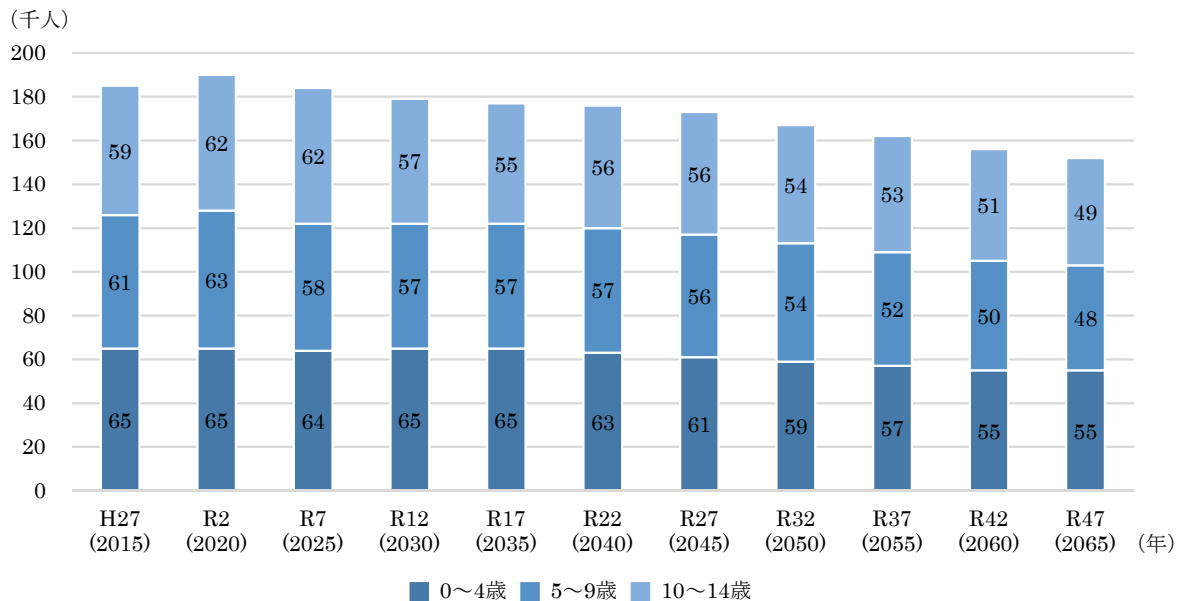
図表 12 出生数と合計特殊出生率の推移（市）



資料：厚生労働省 人口動態調査、川崎市健康福祉年報

0～14 歳までの子どもは令和 2（2020）年に約 19 万人でピークを迎え、以降減少傾向となることが見込まれています。

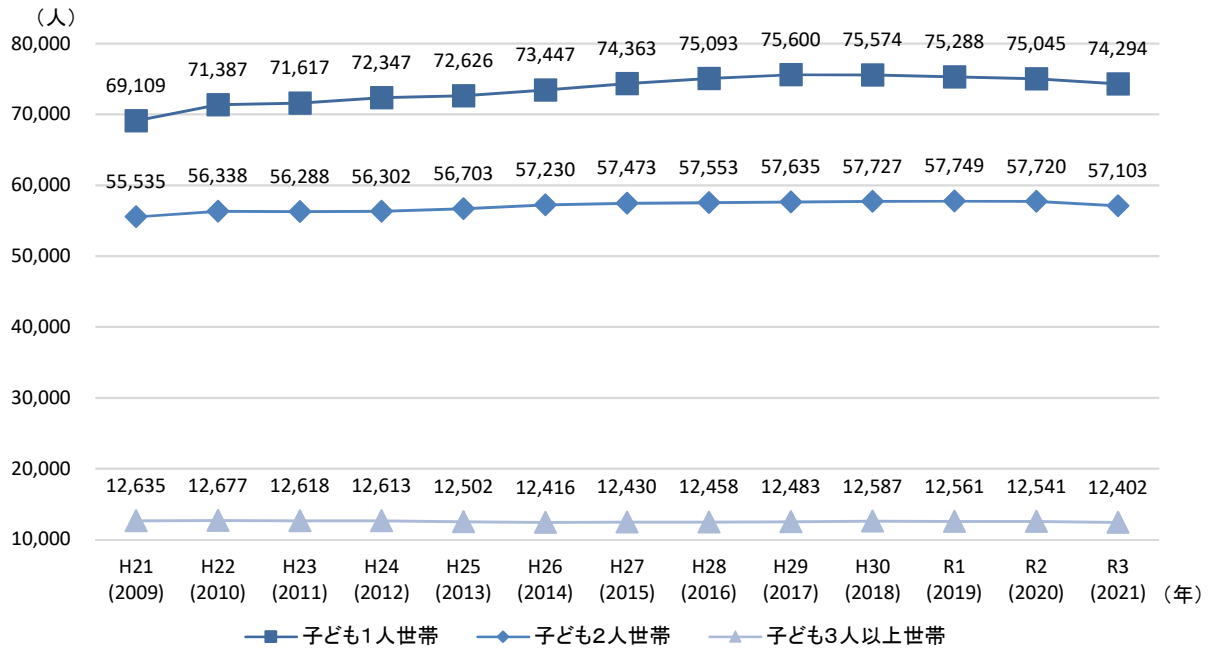
図表 13 0～14 歳までの子どもの推移・推計（市）



資料：総務省 国勢調査、川崎市将来人口推計（令和 3（2021）年）

子ども3人以上世帯は、子ども1人世帯、2人世帯と比較して大幅に少ない状況が継続しています。

図表 14 市内における子育て世帯数（市）



資料：こども未来局調べ

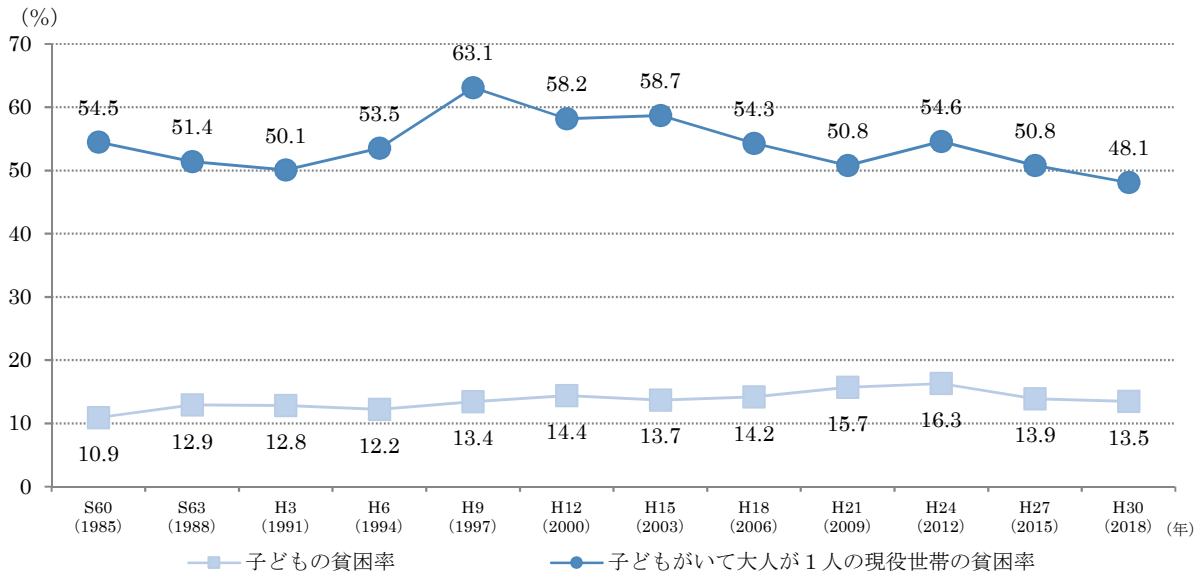
2 子ども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況

（1）子どもの貧困に関する状況

平成 24（2012）年時点の我が国の「子どもの貧困率」は 16.3%で、約 6人に 1人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされた中で、平成 30（2018）年時点は、13.5%と改善したものの、依然として約 7人に 1人の子どもが相対的に貧困の状態にあります。

特に、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は 48.1%と極めて高い状況となっています。

図表 15 子どもの貧困率（国）

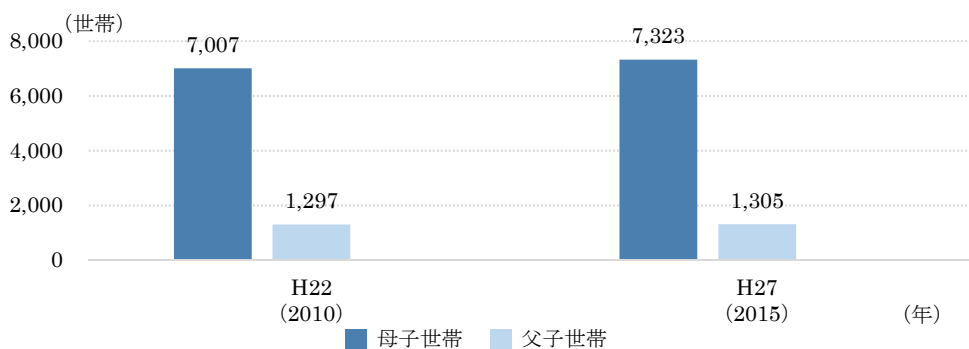


資料：厚生労働省 国民生活基礎調査

（2）ひとり親家庭を取り巻く状況

本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、平成 27（2015）年に母子世帯数は 7,323 世帯、父子世帯数は 1,305 世帯となりました。令和 3（2021）年 3 月末時点の児童扶養手当受給状況は、受給世帯数 5,836 世帯（母子 5,582 世帯、父子 225 世帯、養育者 29 世帯）となっています。また、令和元年国民生活基礎調査における所得状況をみると、全国の児童のいる世帯の総所得は 745.9 万円ですが、母子世帯では 306 万円となっています。

図表 16 母子世帯数・父子世帯数（市）

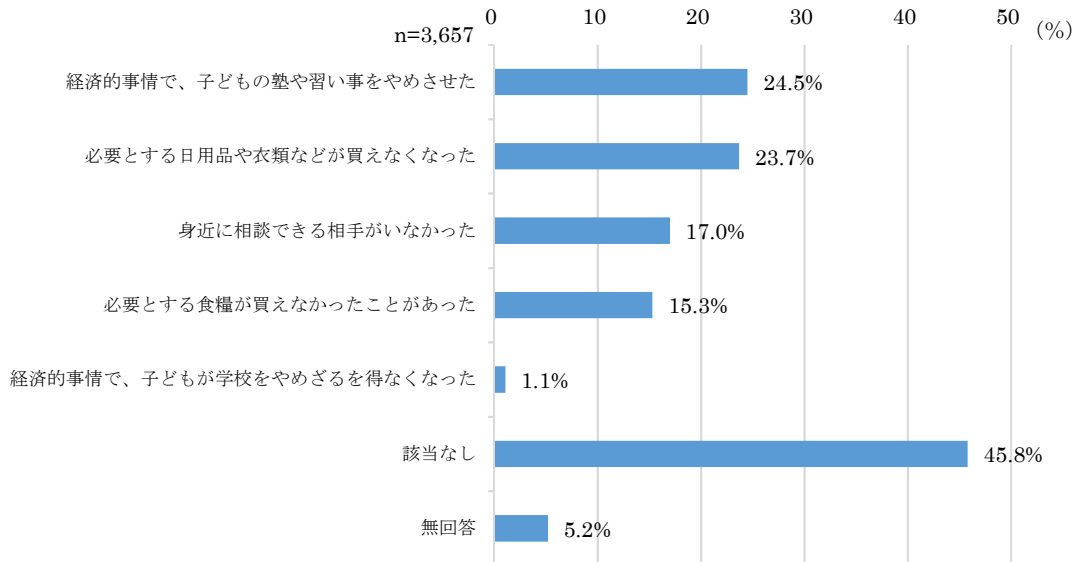


※他の世帯員（20歳以上の子どもを除く。）がいる母子・父子世帯を含む。

資料：総務省 国勢調査

川崎市ひとり親に関するアンケート調査（令和3（2021）年）によると、過去1年間の日常生活での状況は、「経済的事情で、子どもの塾や習い事をやめさせた」、「必要な日用品や衣類などが買えなくなった」が20%を超える状況となっています。

図表 17 過去1年間の日常生活での状況（市）



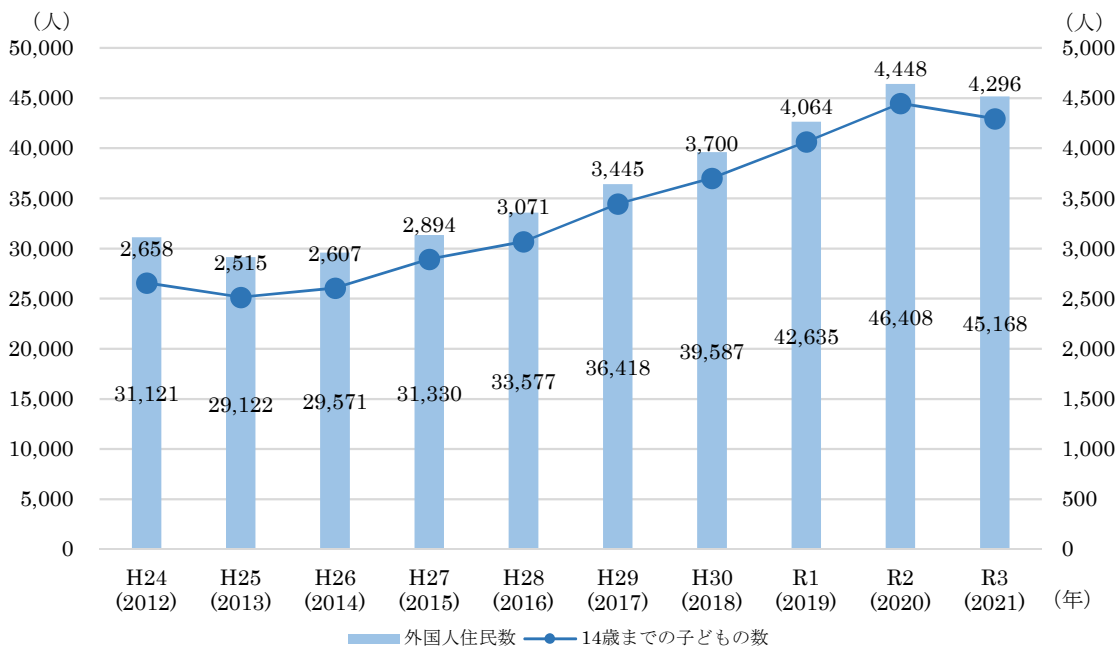
※複数回答

資料：川崎市ひとり親に関するアンケート調査（令和3（2021）年）

（3）外国人に関する状況

外国人住民数はこの10年で約1.45倍となり、令和3（2021）年で45,168人となっています。うち、0～14歳までの子どもの数は、10年で約1.6倍となっています。

図表 18 14歳までの外国人住民数の推移（市）

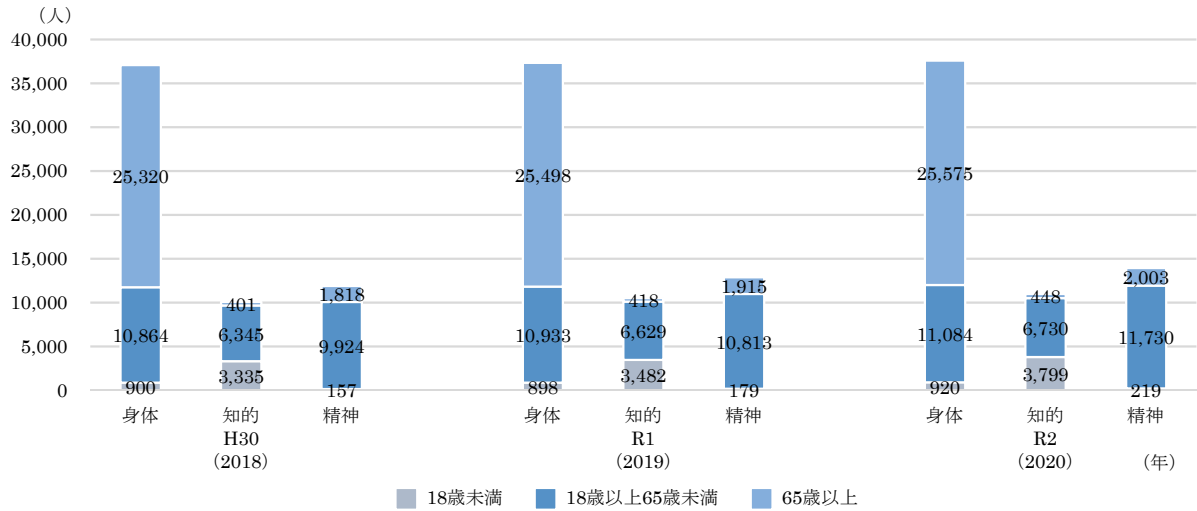


資料：川崎市管区別年齢別外国人住民人口

（4）障害に関する状況

本市における各障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年現在で身体障害は37,579人、知的障害は10,977人、精神障害は13,952人となっています。

図表 19 身体・知的・精神障害児の推移（市）

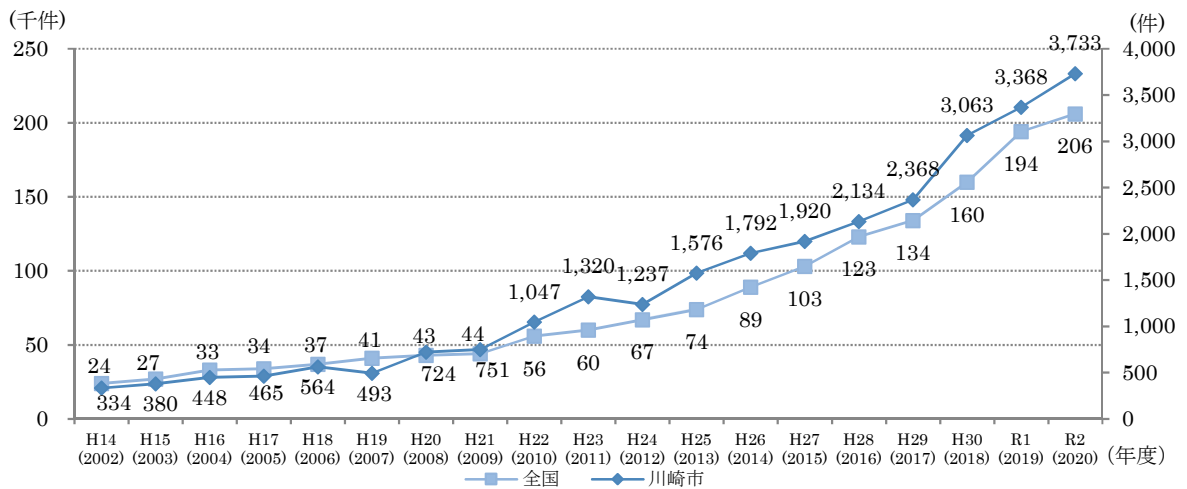


※知的障害は、判定のみを受けて療育手帳を所持していない方も含む。
資料：健康福祉局調べ

（5）児童虐待に関する状況

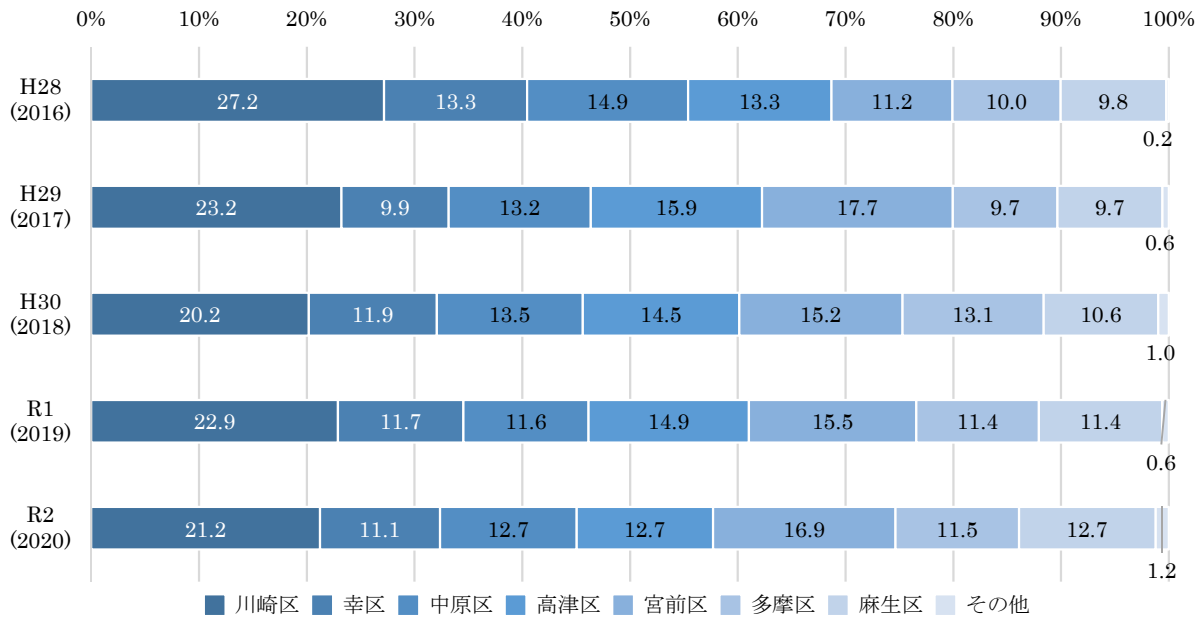
本市の児童相談所が令和2（2020）年度に受理した児童虐待相談・通告件数は3,733件で、平成12（2000）年の児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以降、最も多い件数となっています。令和2（2020）年度については、区別内訳は、川崎区が21.2%で最も高く、次いで宮前区が16.9%と、年齢別内訳は、0～3歳が33.5%で最も高く、次いで小学生が28.8%と、虐待種別内訳は、心理的が51.8%で最も高く、次いでネグレクトが28.5%となっています。

図表 20 児童虐待相談・通告件数（国・市）



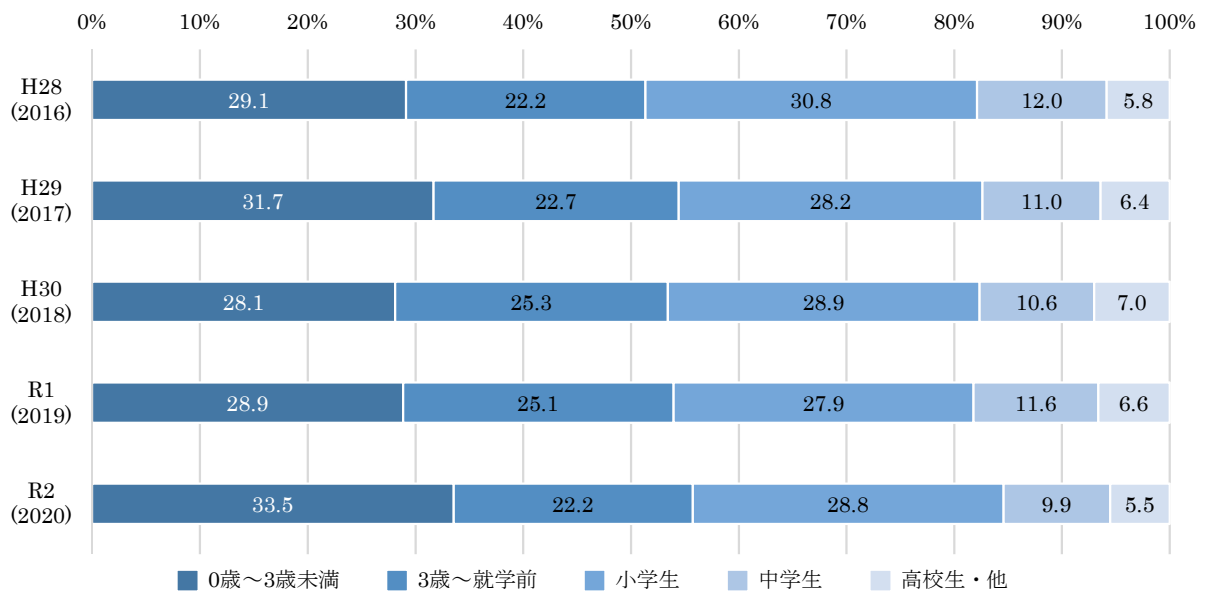
資料：こども未来局調べ

図表 21 児童虐待相談・通告件数の区別内訳（市）



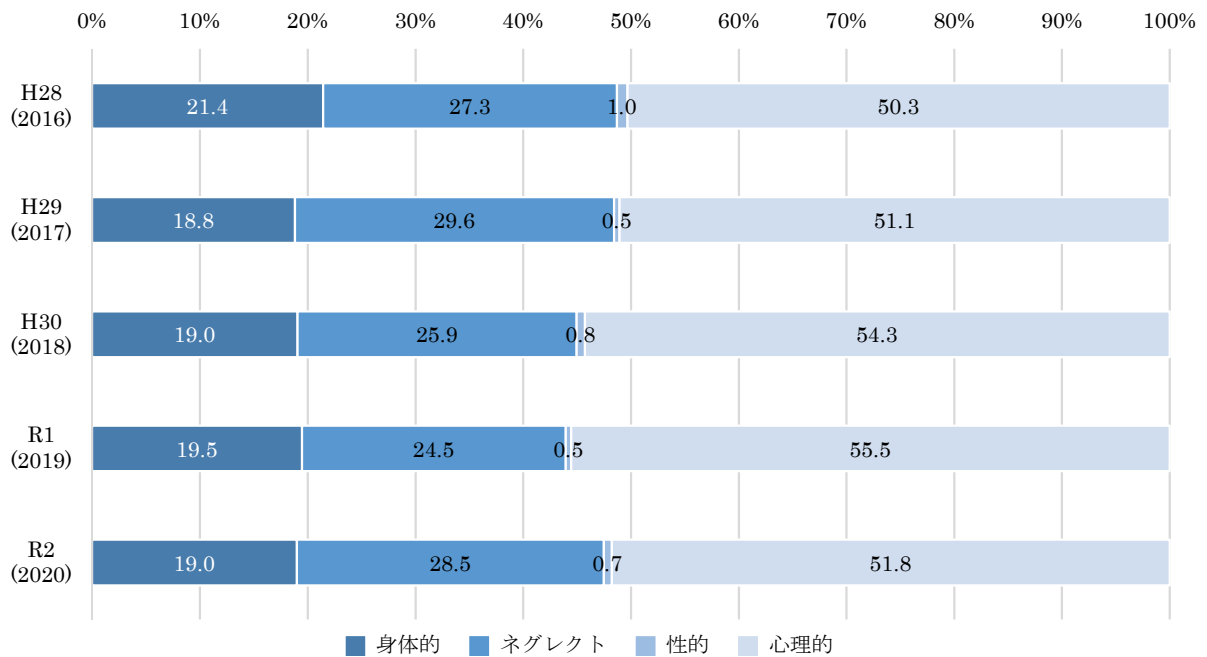
資料：こども未来局調べ

図表 22 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳（市）



資料：こども未来局調べ

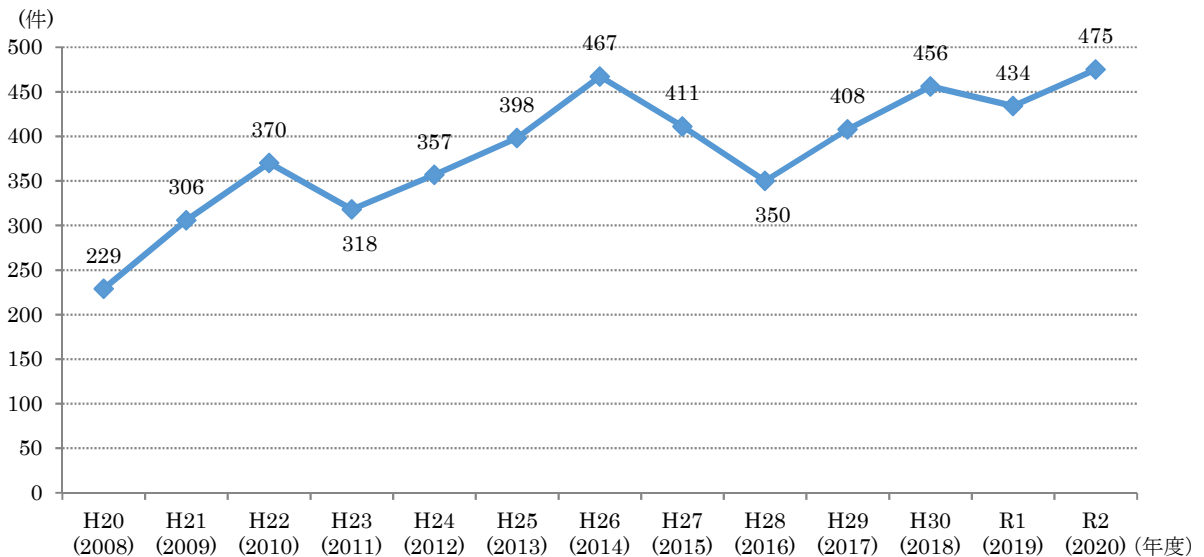
図表 23 児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳（市）



資料：こども未来局調べ

一時保護所における一時保護件数は増加傾向にあり、令和2（2020）年度は475件となっています。

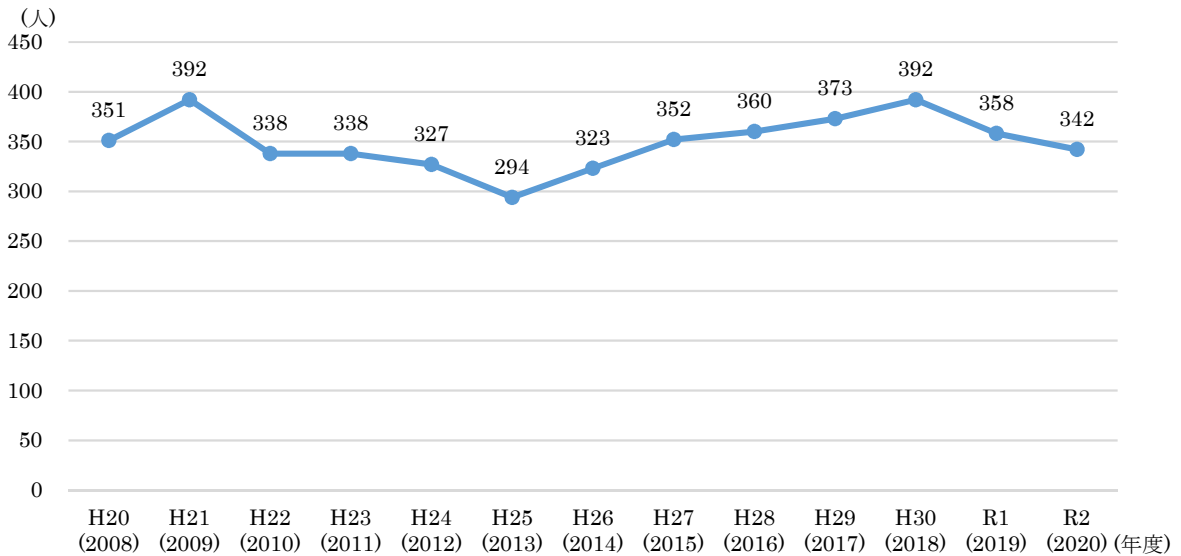
図表 24 一時保護所における一時保護件数の推移（市）



資料：こども未来局調べ

里親や児童養護施設で生活する児童数は、令和2（2020）年度で342人となっています。

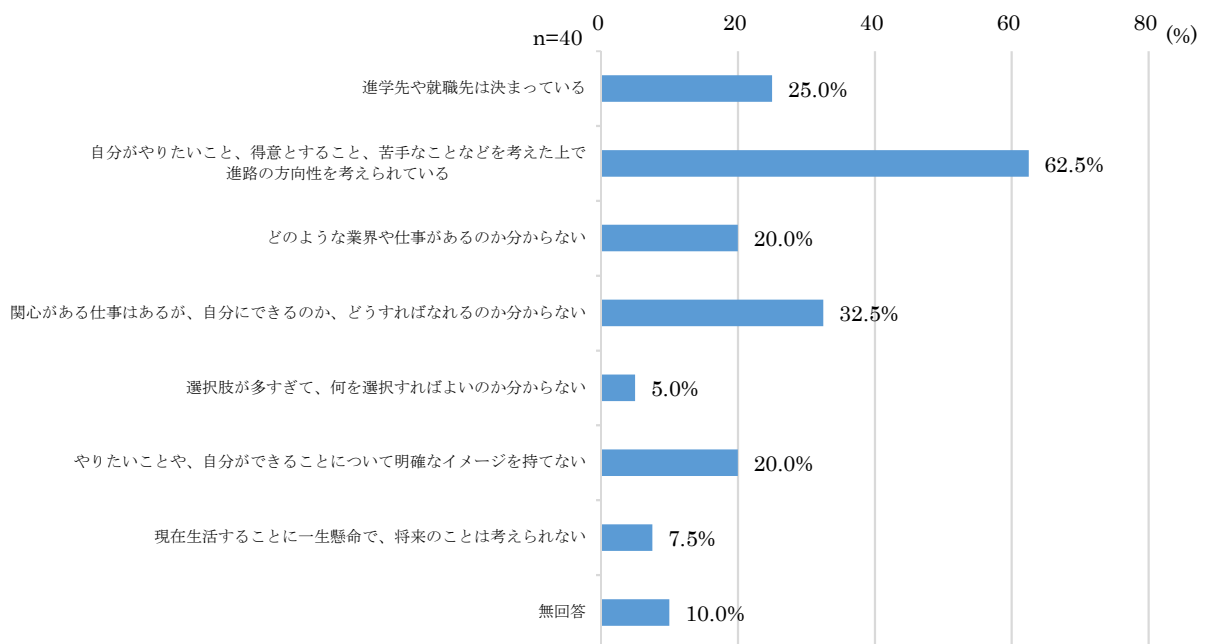
図表 25 社会的養護を必要とする児童数推移（市）



資料：こども未来局調べ

川崎市の社会的養育に関するアンケート調査（令和3（2021）年）によると、進路を選ぶことについてどう感じていますかでは、「自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えられている」が62.5%で、次いで「関心がある仕事はあるが、自分にできるのか、どうすればなれるのか分からない」が32.5%、「進学先や就職先は決まっている」が25.0%となっています。

図表 26 養育里親家庭や児童養護施設等で生活する児童等の進路選択（市）



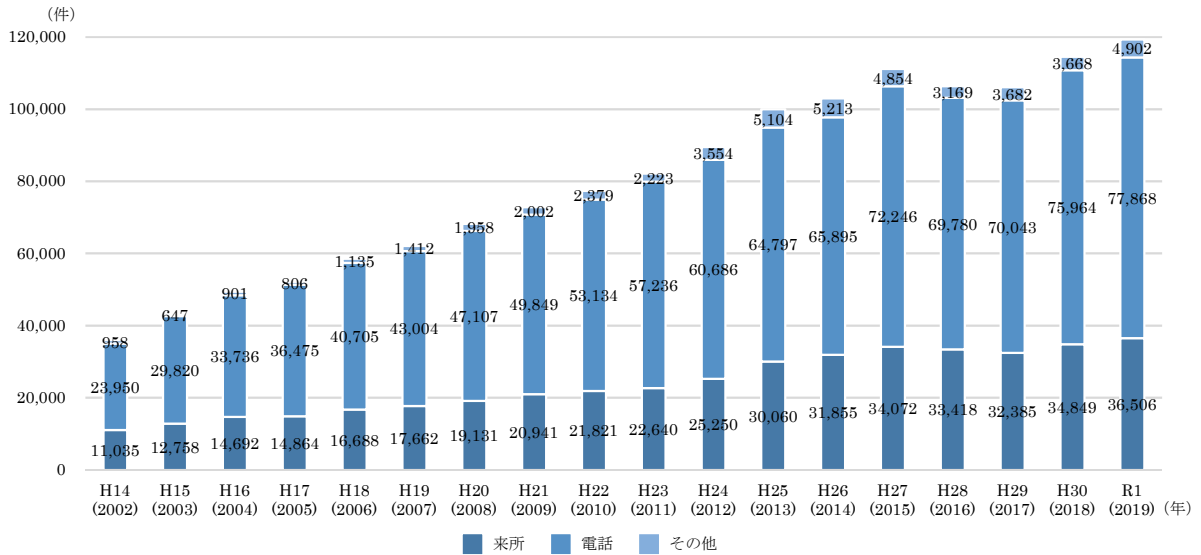
※複数回答

資料：川崎市の社会的養育に関するアンケート調査（令和3（2021）年）

（6）DV・女性相談等に関する状況

我が国のDV相談件数は増加傾向にあり、令和元（2019）年で119,276件となっています。

図表 27 DV相談件数（国）

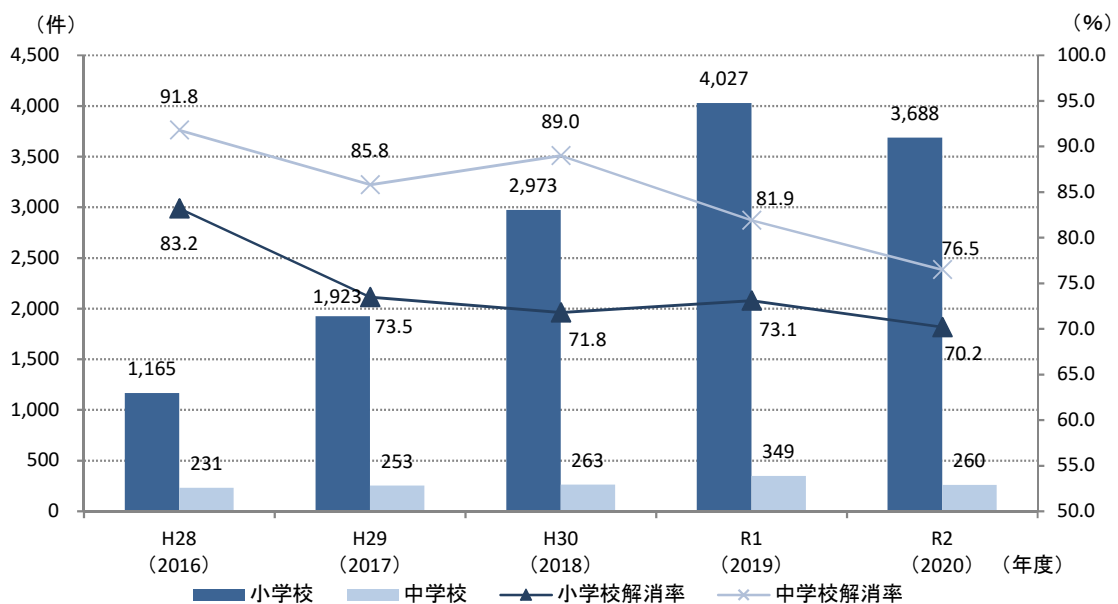


資料：内閣府男女共同参画局調べ

（7）いじめ・不登校に関する状況

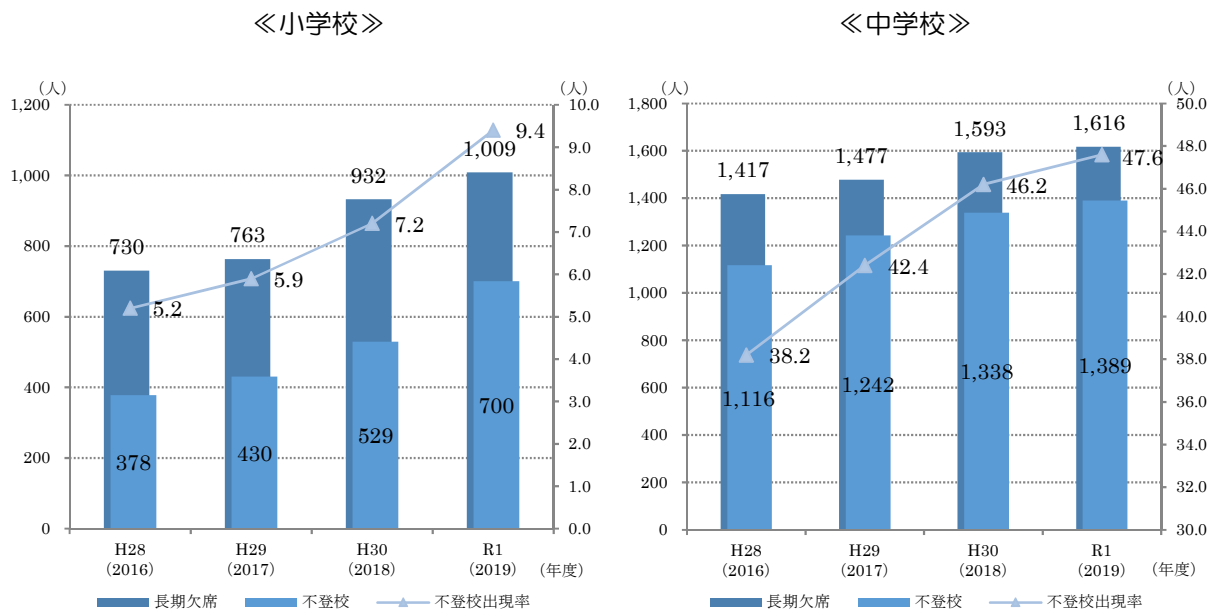
市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、令和2（2020）年に小学校3,688件、中学校260件となっており、小・中学校ともに増加傾向にあります。また、長期欠席児童生徒数は、令和元（2019）年に小学校で1,009人、中学校で1,616人となっています。

図表 28 いじめの認知件数及び解消率（市）



資料：教育委員会事務局調べ

図表 29 長期欠席児童生徒数の推移（市）



※長期欠席=病欠+不登校+その他

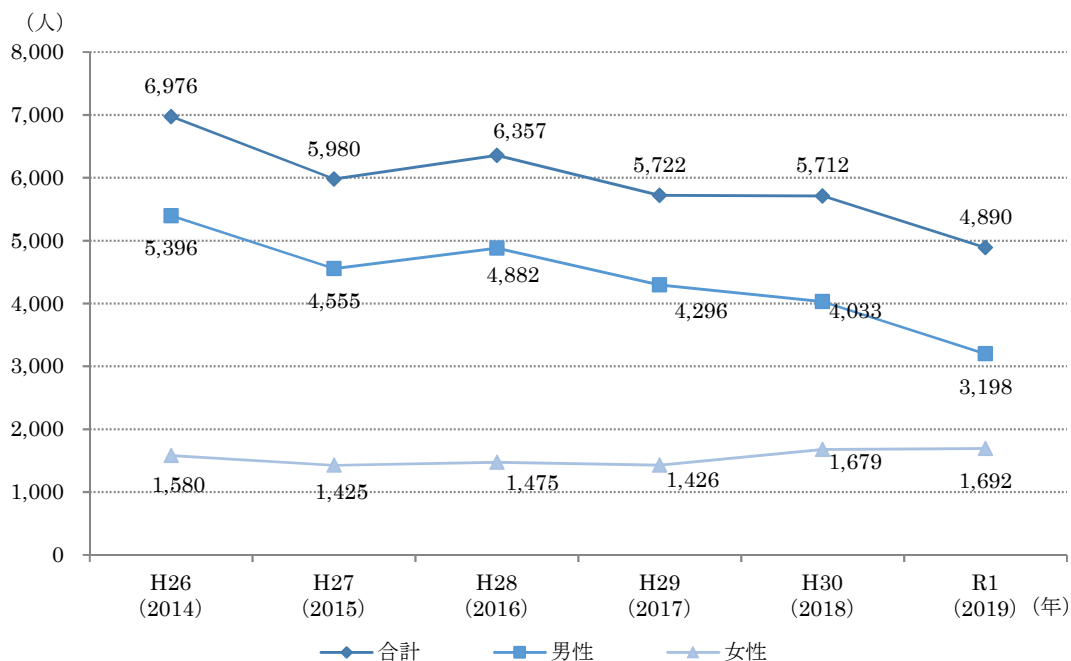
※不登校出現率は1,000人あたりの数（不登校者数÷全児童・生徒数×1,000）

資料：令和元（2019）年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

（8）非行等に関する状況

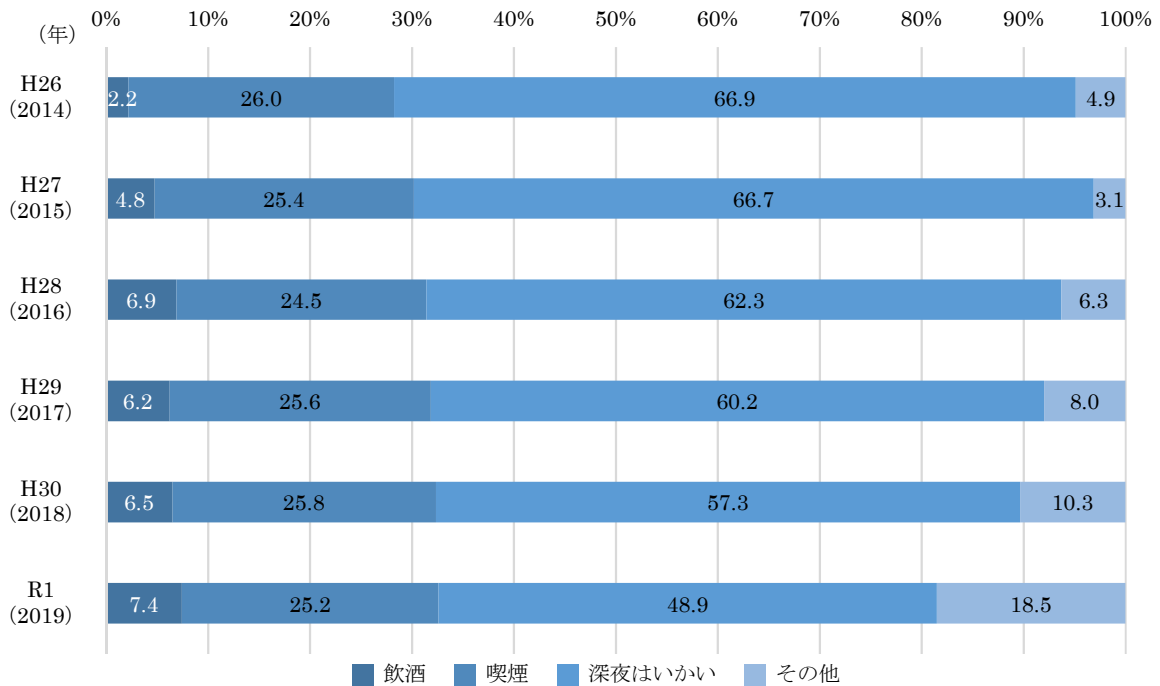
不良行為少年として補導した少年は、男性が減少傾向にあり、令和元（2019）年に男性3,198人、女性1,692人となっています。行為別状況では、深夜はいかいが最も多く令和元（2019）年は48.9%を占めています。

図表 30 不良行為少年数の推移（市）



資料：神奈川県警察本部調べ

図表 31 不良行為少年の行為別状況（市）

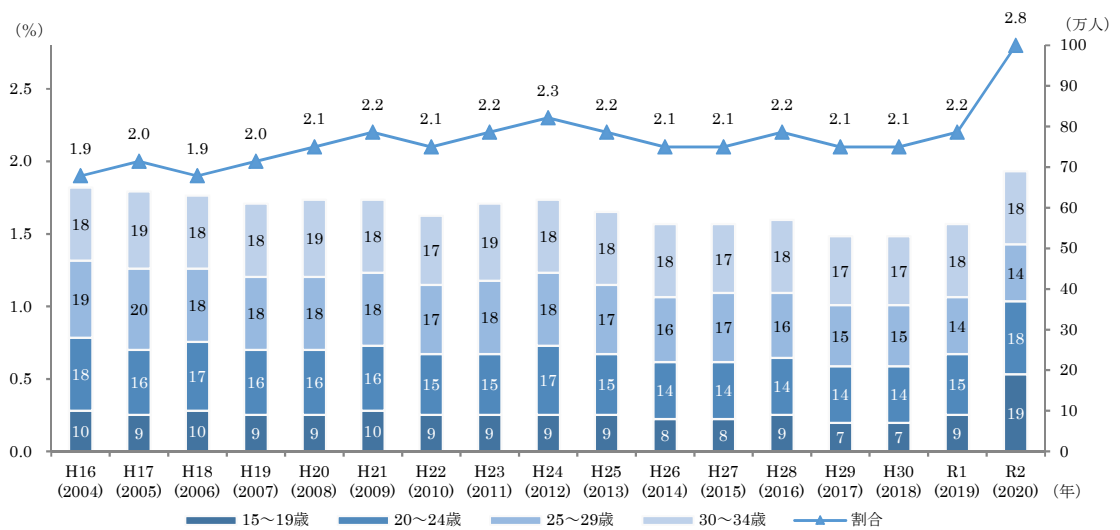


資料：神奈川県警察本部調べ

(9) 若年無業者、ひきこもりに関する状況

我が国の若年無業者※の推移をみると令和2（2020）年平均で69万人と、前年に比べて13万人の増となりました。年齢階級別にみると、15～19歳が19万人と最も多くなっています。
 ※若年無業者：15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

図表 32 若年無業者及び人口に占める割合（国）



資料：総務省 労働力調査

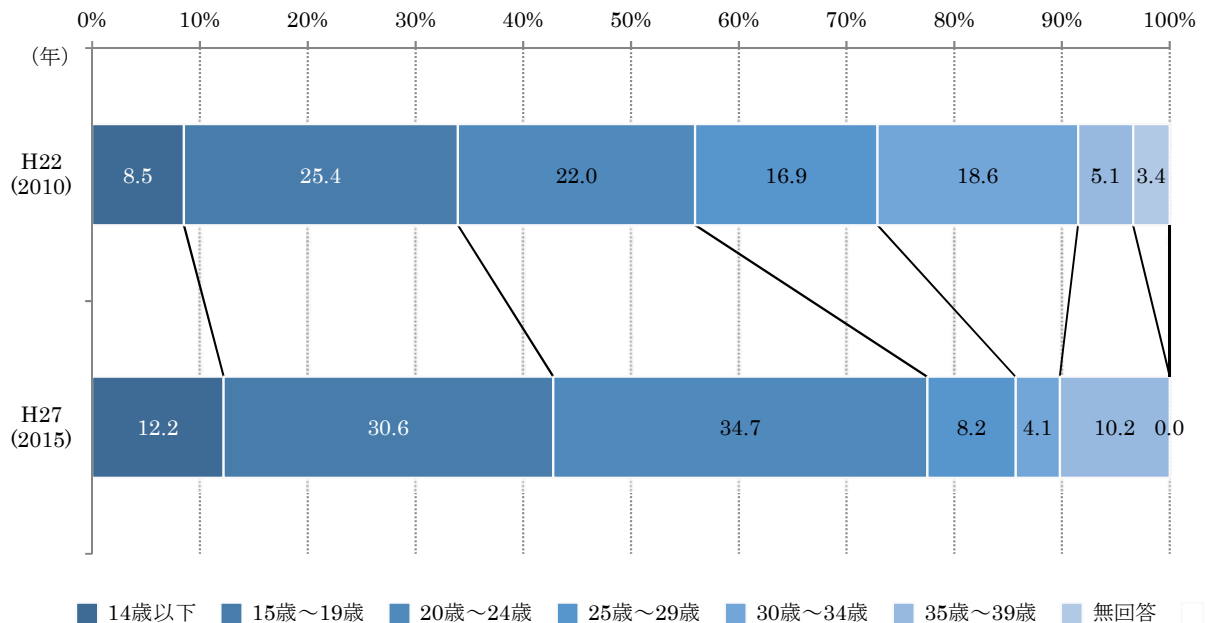
我が国の平成 27（2015）年の広義のひきこもりの推計数は 54.1 万人とされており、平成 22（2010）年から減少しています。また、ひきこもりの状態になった年齢は、20 歳～24 歳の割合が 34.7%と最も多くなっています。

図表 33 ひきこもり推計数（国）

			有効回収数に占める割合(%)		全国の推計数(万人)	
			H22(2010)	H27(2015)	H22(2010)	H27(2015)
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する	1.19	1.06	46.0	36.5
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	0.35	15.3	12.1
		自室からは出るが、家からは出ない	0.09	0.16	3.5	5.5
		自室からはほとんど出ない	0.12		4.7	
計			1.79	1.57	69.6	54.1

資料：平成 22（2010）年は内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」、平成 27 年（2015）は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」

図表 34 ひきこもりの状態になった年齢（国）



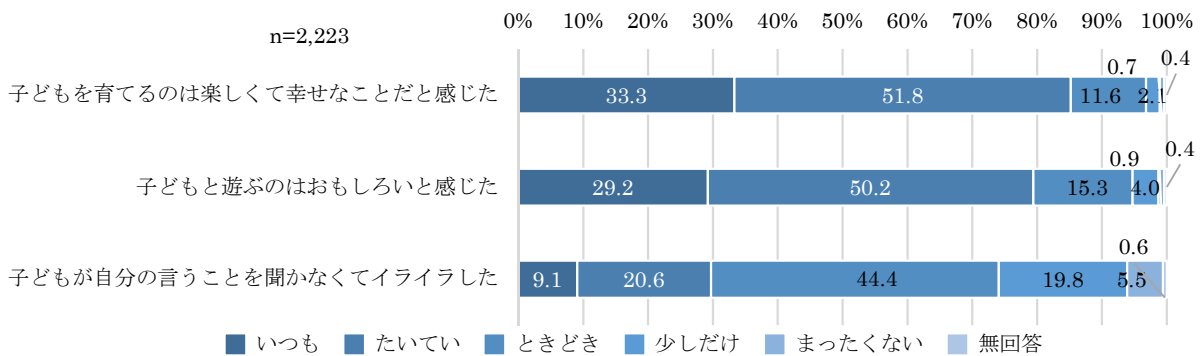
資料：平成 22（2010）年は内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」、平成 27 年（2015）は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」

3 子ども・若者の成長・発達段階ごとの状況

(1) 子育てに関する状況

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子どもを育てるのは楽しくて幸せなことだと感じたは、「たいてい」が51.8%で最も高く、次いで、「いつも」が33.3%、子どもと遊ぶのはおもしろいと感じたは、「たいてい」が50.2%で最も高く、次いで、「いつも」が29.2%、子どもが自分の言うことを聞かなくてイライラしたは、「ときどき」が44.4%で最も高く、次いで、「たいてい」が20.6%となっています。

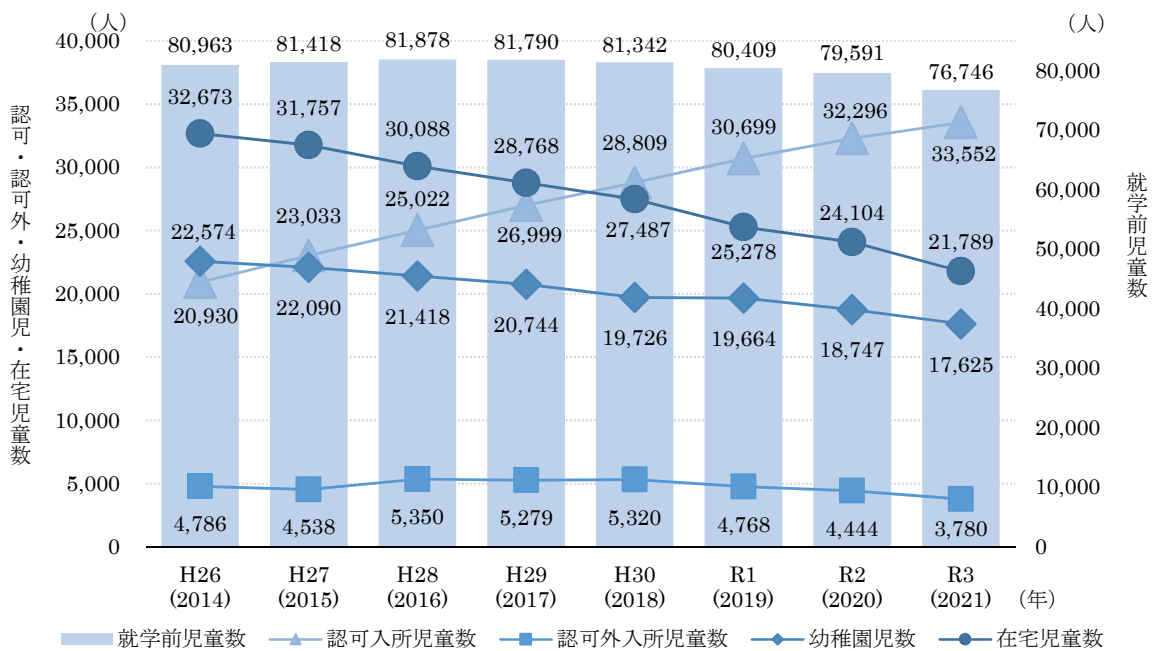
図表 35 子育てをする中で、日ごろ感じていること（市）



資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

本市の就学前の子どもの養育状況として、在宅児童数と幼稚園児数が減少している一方、認可保育所に通う子どもが年々増加しています。

図表 36 就学前の子どもの養育状況（市）



※認可保育所入所児童数は、各年4月1日現在の市内在住の入所者数（こども未来局調べ）

※認可外保育施設等入所児童数は、各年4月1日現在の利用者数（こども未来局調べ）

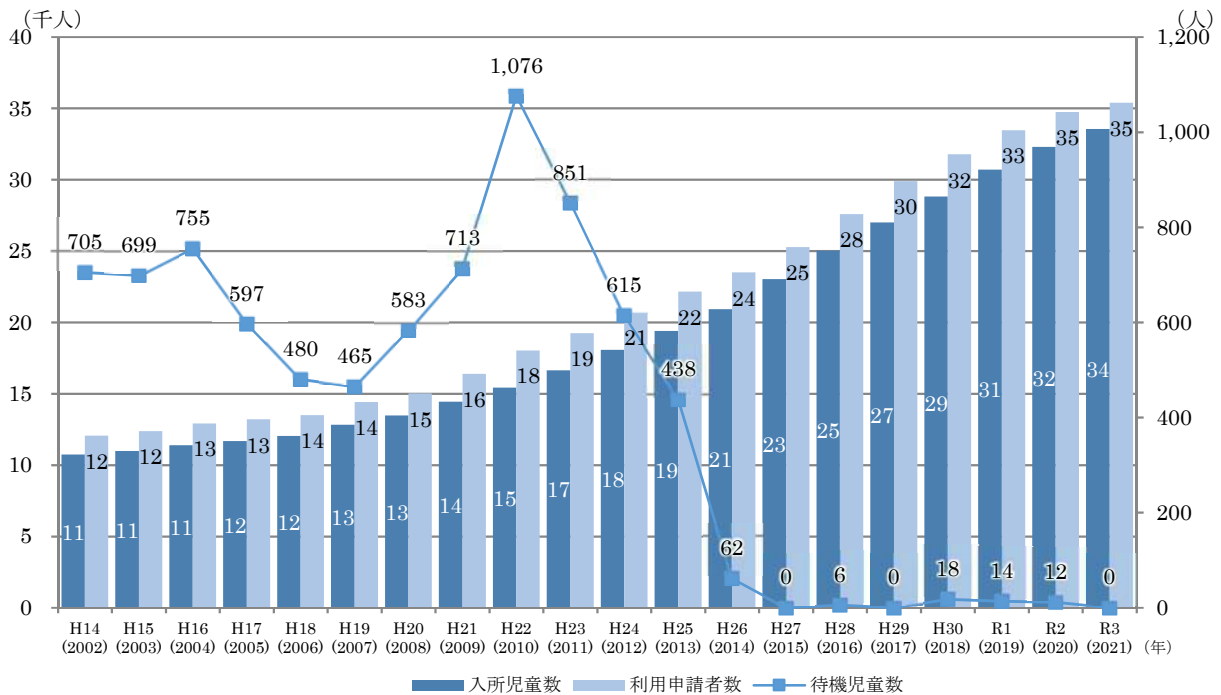
※幼稚園児数は、各年5月1日現在の市内幼稚園の入園者数（こども未来局調べ）

※在宅児童数は、就学前児童数から認可保育所入所児童数、認可外保育施設等入所児童数、幼稚園児数を差引いた数

資料：こども未来局調べ

保育所等の利用申請者数は、増加傾向が続いています。また、令和3（2021）年は待機児童数0人となっています。

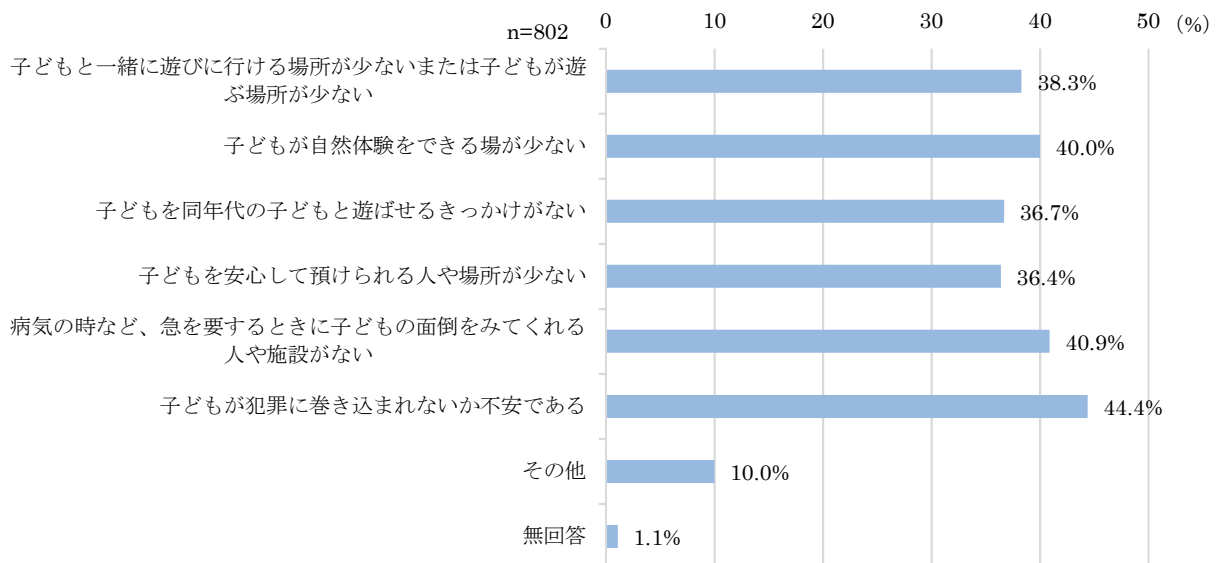
図表 37 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移（市）



資料：こども未来局調べ（各年4月1日現在）

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子育て環境の悩みは、「子どもが犯罪に巻き込まれないか不安である」が44.4%で最も高く、次いで、「病気の時など、急を要するときに子どもの面倒をみてくれる人や施設がない」が40.9%となっています。

図表 38 子育て環境の悩み（市）



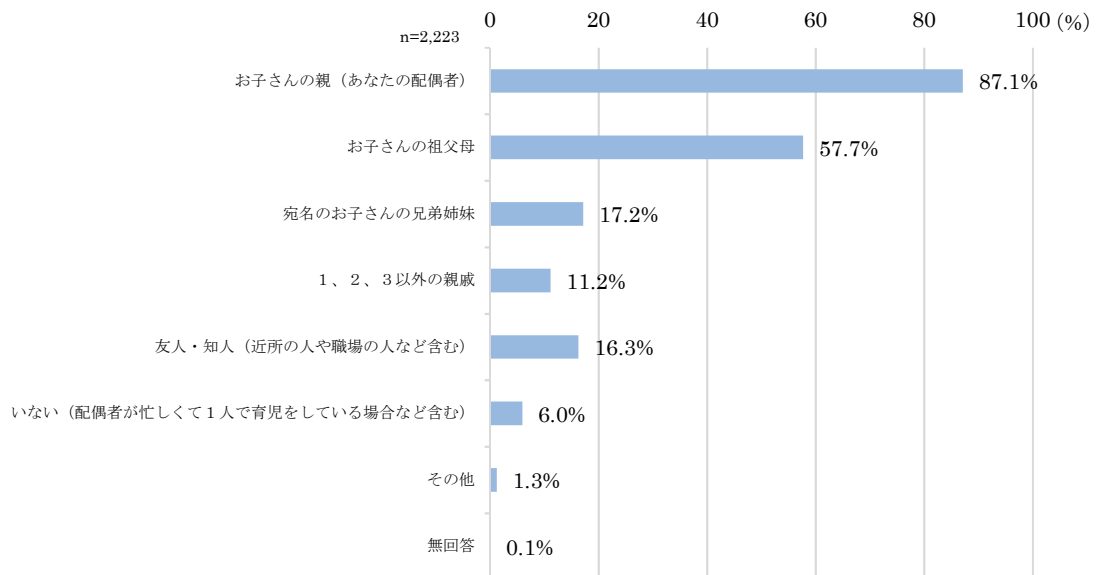
※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

第2章（子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況）

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子育てにおいてふだん協力してくれる方はいますかでは、「お子さんの親（あなたの配偶者）」が87.1%で最も高く、次いで、「お子さんの祖父母」が57.7%となっています。

図表 39 子育ての協力者の有無（市）

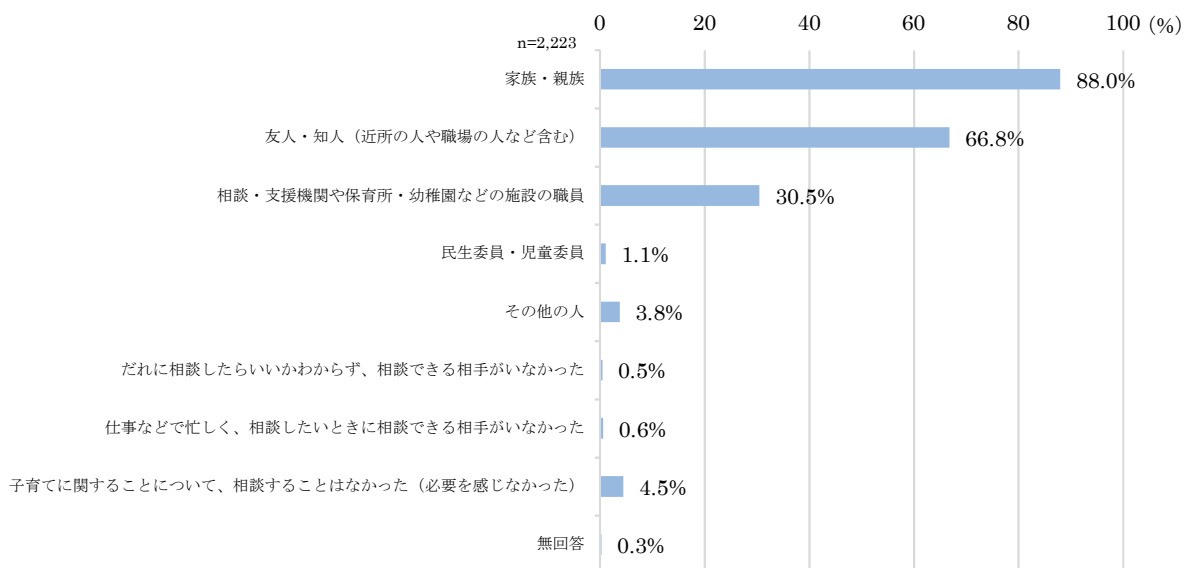


※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、子育てに関する相談をだれに相談しましたかでは、「家族・親族」が88.0%で最も高く、次いで、「友人・知人（近所の人や職場の人など含む）」が66.8%となっています。

図表 40 子育ての相談相手の有無（市）



※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

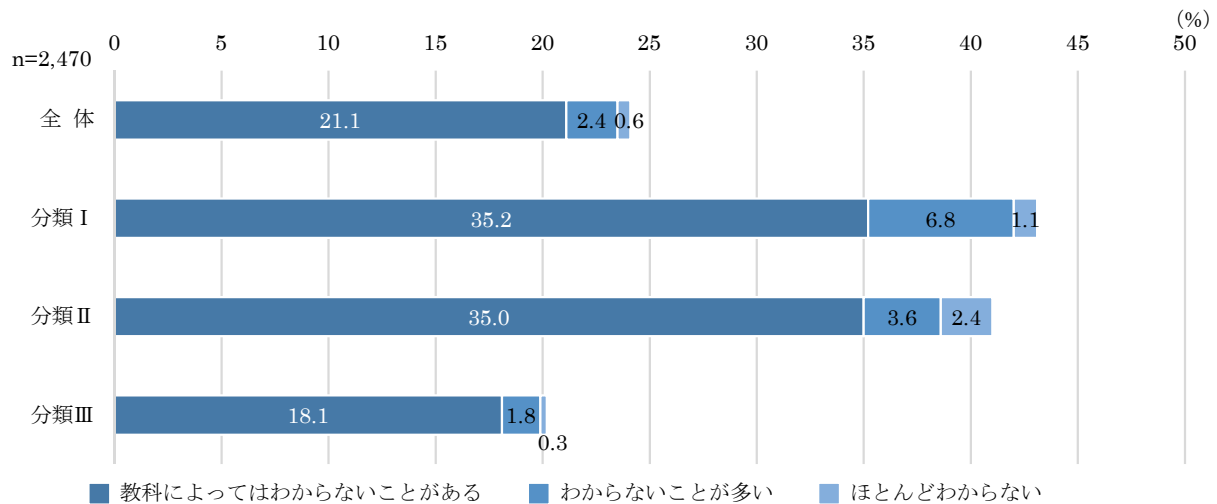
（2）子ども・若者本人に関する状況

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、親の所得分類※とあなたは学校の授業がわからないことがありますかとのクロス集計では、分類Ⅲで「教科によってわからないことがある」が分類Ⅰ、分類Ⅱと比較して低くなっています。

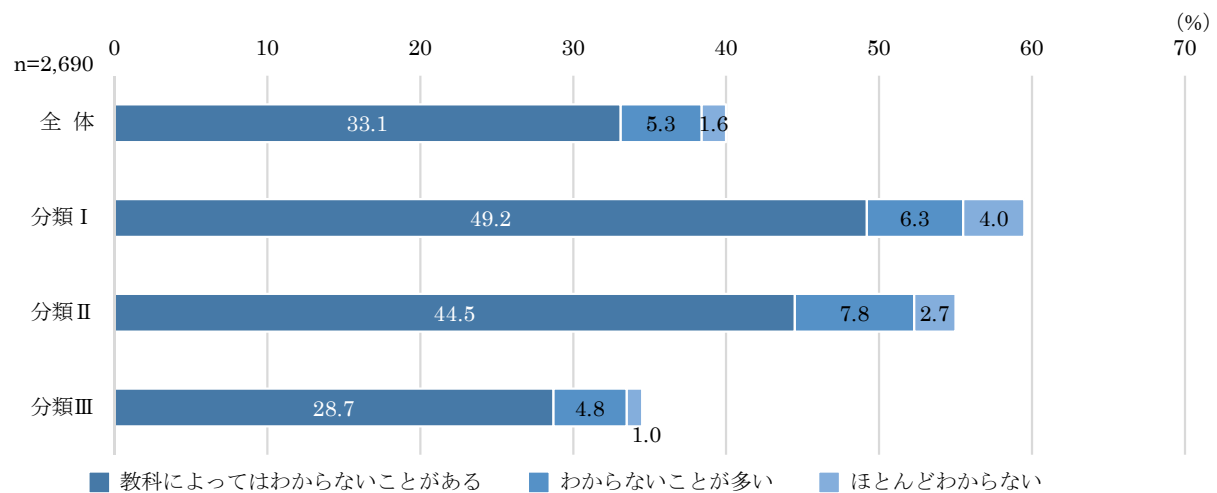
※世帯の年間所得合計額（いわゆる可処分所得）について、平成30（2018）年度国民生活基礎調査による等価可処分所得の中央値（254万円）及び貧困線（127万円）を基準に、貧困線未満の等価可処分所得の世帯を「分類Ⅰ」、貧困線以上等価可処分所得の中央値未満の世帯を「分類Ⅱ」、中央値以上の等価可処分所得の世帯を「分類Ⅲ」の3つの区分に分類

図表 41 親の所得分類と授業の理解度（市）

《小学5年生》



《中学2年生》

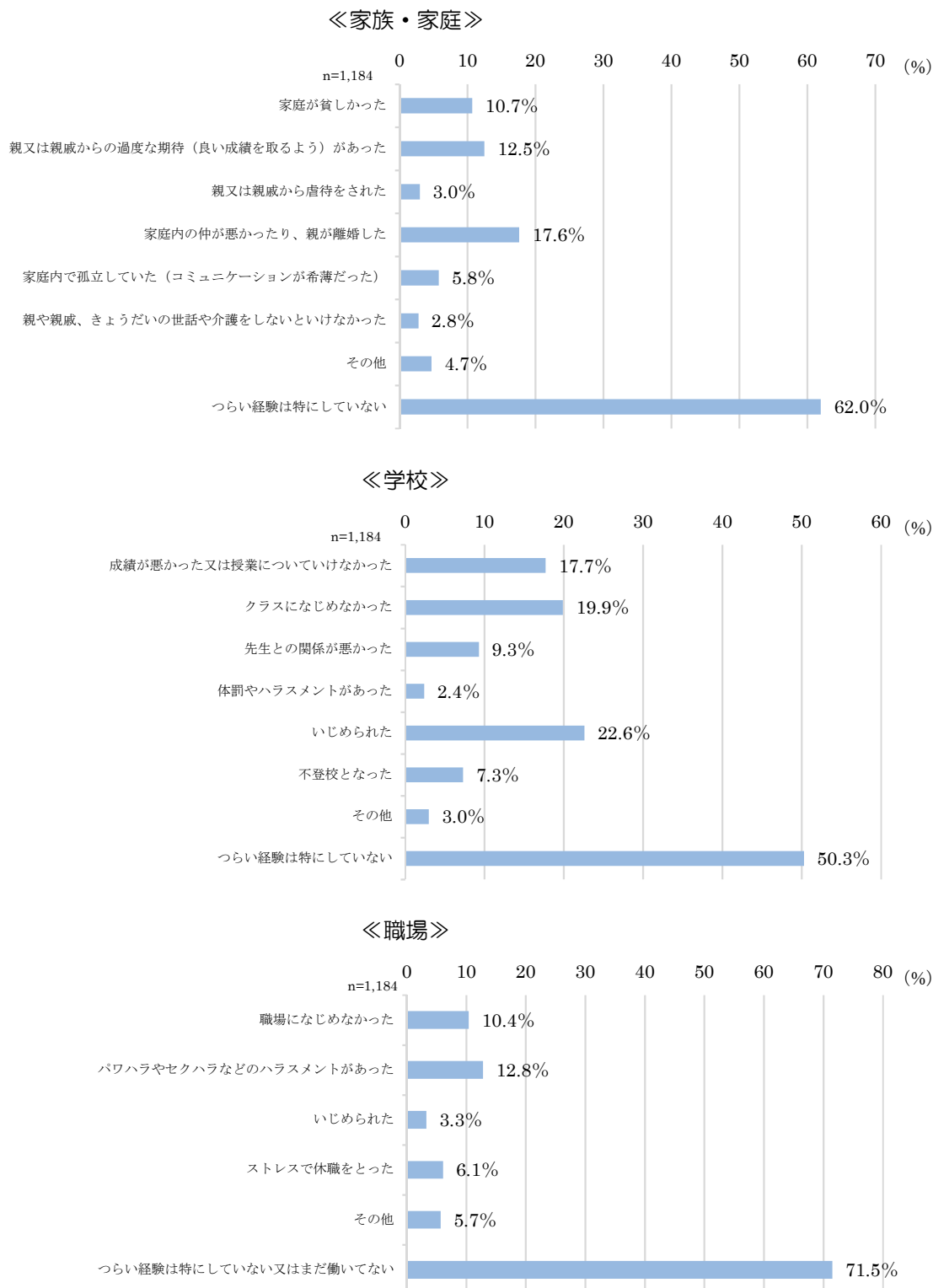


資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

第2章（子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況）

川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）によると、過去又は現在つらい経験をしたことをありますかでは、家族・家庭、学校、職場いずれも「つらい経験は特にしていない」が最も多くなっており、つらい経験がなかった子ども・若者が多くいる反面、家族・家庭では38.0%、学校では49.7%、職場では28.5%が過去にいずれかのつらい経験があったと回答しています。

図表 42 過去のつらかった経験（市）



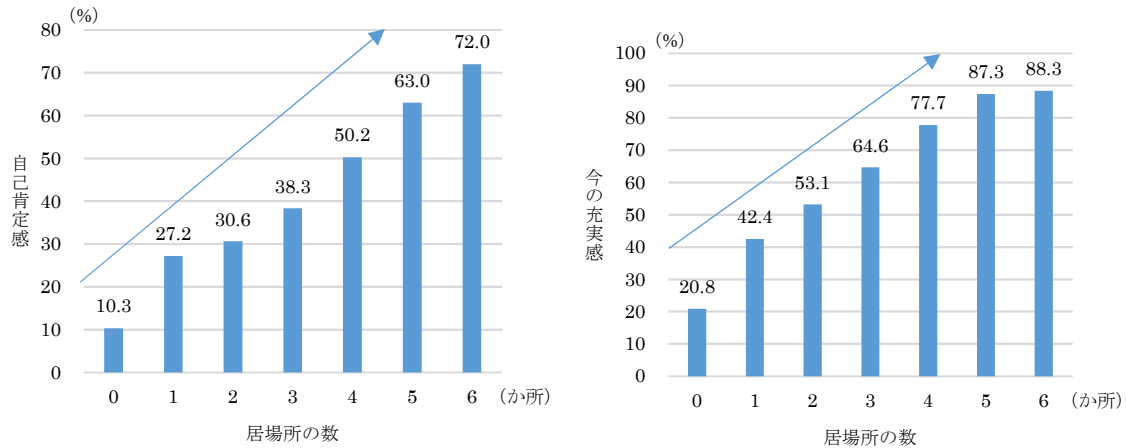
※複数回答

資料：川崎市子ども・若者調査（令和2（2020）年）

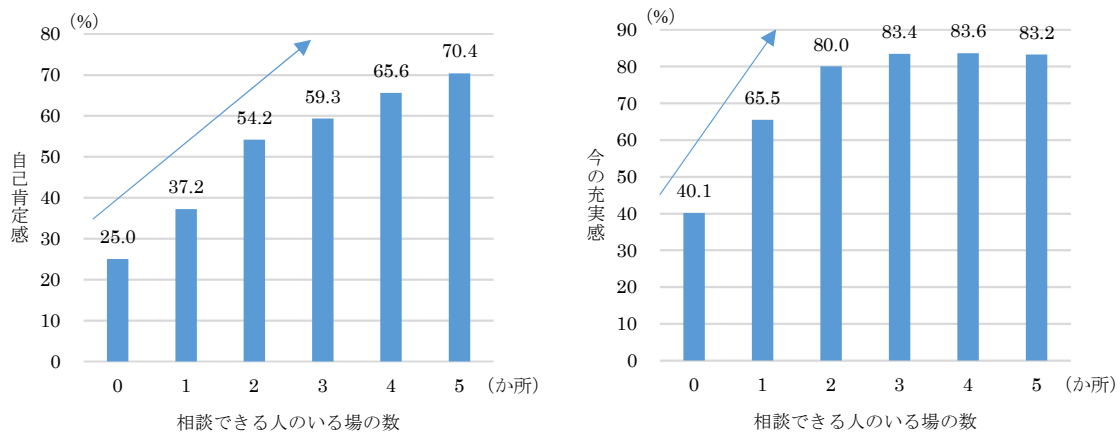
子供・若者の意識に関する調査（令和元（2019）年）によると、ほっとできる場所、居心地のよい場所等になっている、何でも相談できる人がいる、困ったときに助けてくれる人がいると生活の充実感とでは、居場所の数の多さと自己肯定感、今の充実感の高さに関連がみられました。

図表 43 若者の居場所と生活の充実感（国）

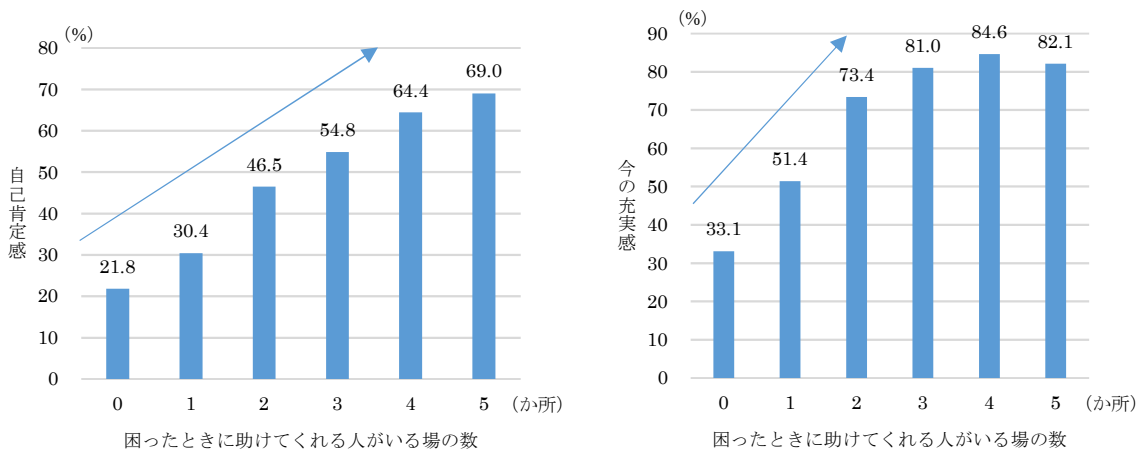
《ほっとできる場所、居心地のよい場所》



《何でも相談できる人のいる場》



《困ったときに助けてくれる人がいる場》



資料：内閣府 子供・若者の意識に関する調査（令和元（2019）年）

第3章

.....

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

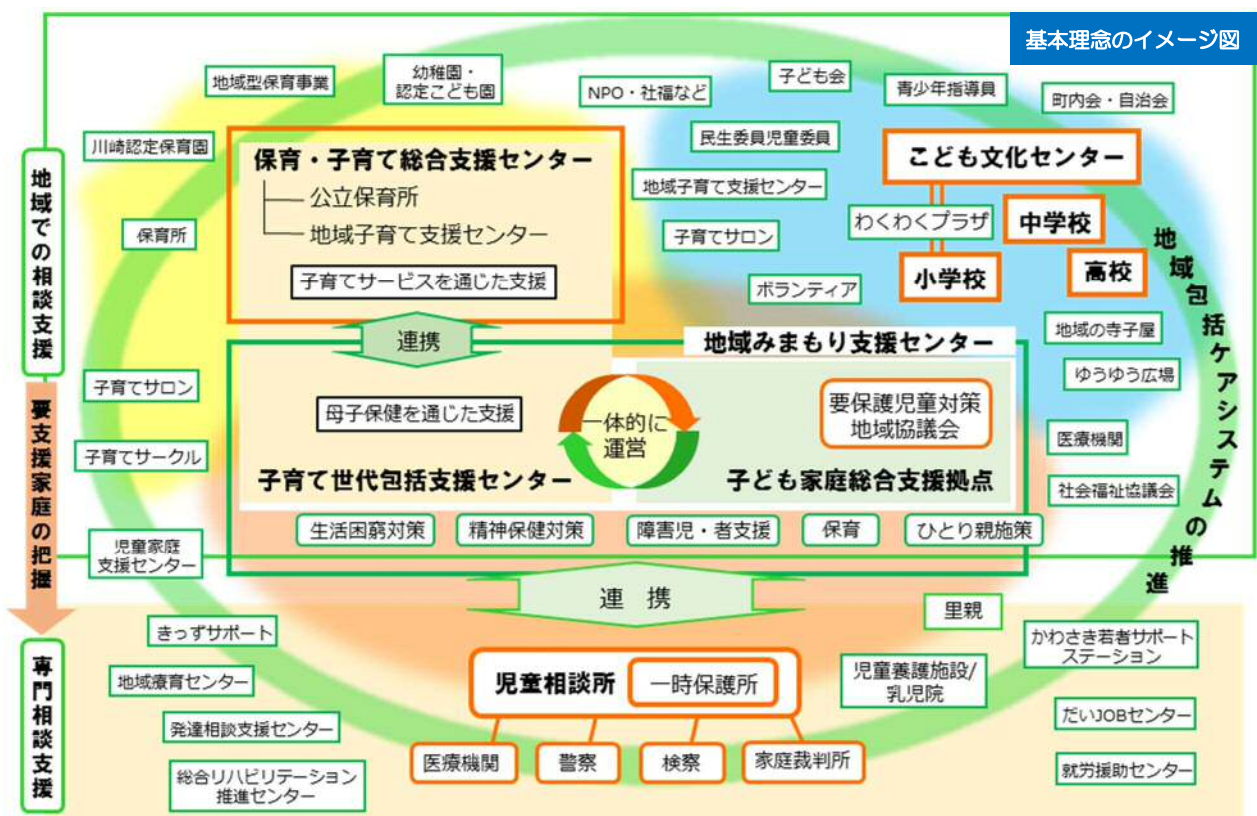
未来を担う子ども・若者が すこやかに育ち成長できるまち・かわさき

子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。

子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。



2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

◆視点1 子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

◆視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。

◆視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

◆視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性と展開

本計画の推進に向けて、次の3つを施策の方向性として示し、総合的に施策を展開します。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭や社会とつながりにくい子ども・若者が増えており、家庭や地域における養育力や教育力を向上することは極めて重要となります。

子ども・若者は成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身につけ、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育くみ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われており、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。

子ども・若者の育成や子育て支援については、身近な場所で適切な支援を受けられるよう、妊娠・出産期から青年期に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のないきめ細やかな支援に取り組むとともに、家庭・学校・地域・行政などが連携・協力して、子ども・若者や子育てをする家庭に寄り添いながら、子どもの健やかな成長を見守り、地域社会全体で支える仕組みづくりを進めます。

また、安全・安心に子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。

- 【施策】
- 1 子育てを社会全体で支える取組の推進
 - 2 子どものすこやかな成長の促進
 - 3 学校・家庭・地域における教育力の向上
 - 4 子育てしやすい居住環境づくり

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確にとらえた保育受入枠の確保に取り組む必要があります。

また、子育て家庭の意識・価値観の多様化などを背景として、保育ニーズや教育的ニーズは年々高まっており、保育の質の維持・向上や学校等における教育力の向上が求められています。

就学前のすべての子どもに対しては、よりよい生活環境を維持・向上できるような質の高い保育・幼児教育の総合的な提供に向けた取組を推進するとともに、利用者の多様な保育・幼児教育のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組み、将来の社会的自立に向けて必要となる資質・能力を培うとともに、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むなど、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも対応しながら、取組を推進します。

- 【施策】 5 質の高い保育・幼児教育の推進
6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

児童虐待の相談・通告件数や子どもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や援助希求が発信できないことなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑困難な課題が生じています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。

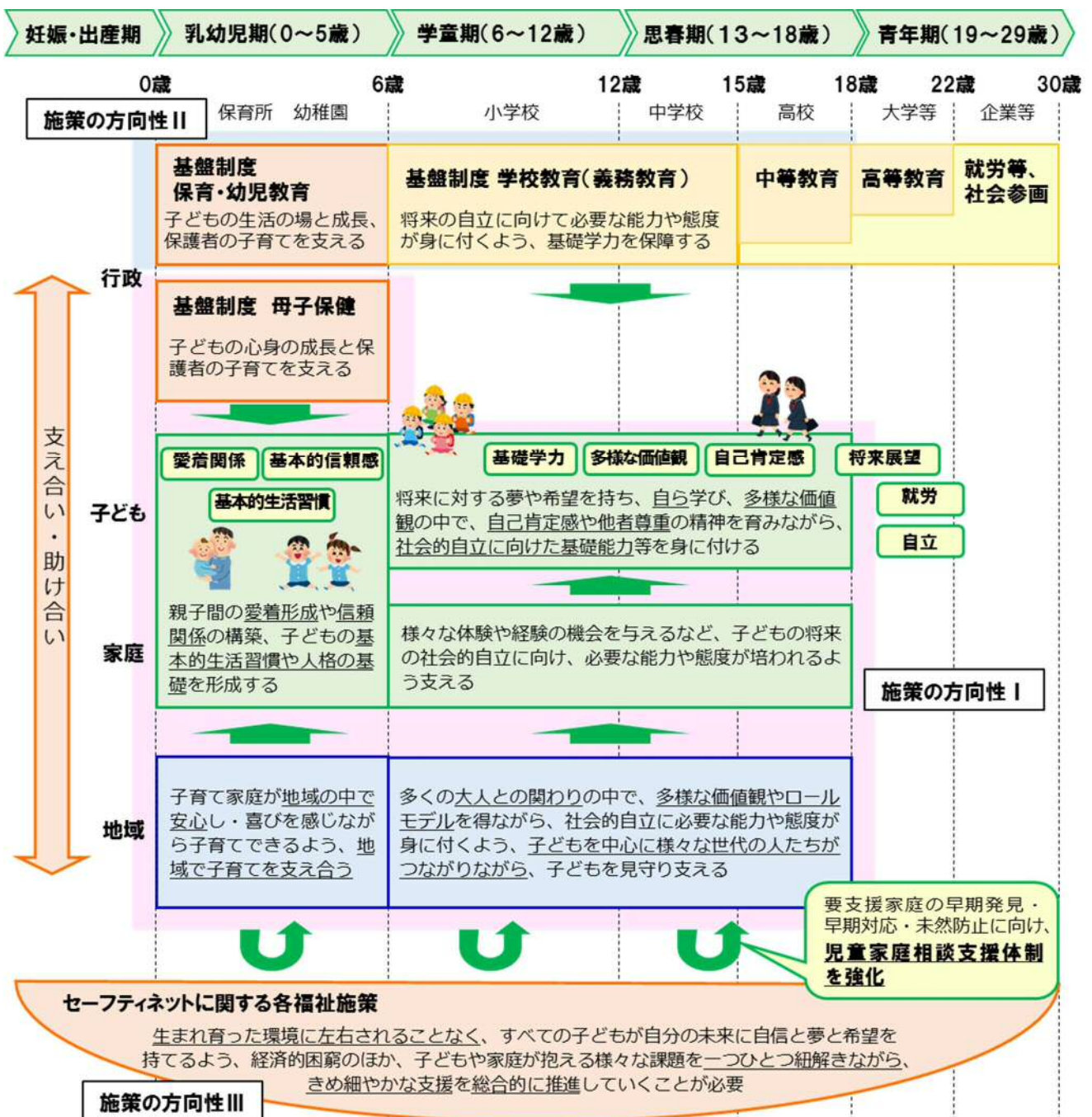
個々のケースが抱える背景・課題が複雑化する中、リスク要因の早期把握に向け、児童相談所や区役所のほか、医療・司法等の関係機関などと連携し、総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向けて、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。

また、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。

- 【施策】 7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援
9 障害福祉サービスの充実

子ども・若者の成長・発達段階と施策の方向性との関係

- 妊娠・出産期 : 妊娠出産を安全に迎えられるよう、正しい知識を得て、親になる準備を迎える時期
- 乳幼児期（0～5歳） : 人との愛着関係や信頼感、自己を認識するとともに、コミュニケーションの基礎をつくるなど、人格や生活習慣を形成する時期
- 学童期（6～12歳） : 子どもの社会的自立に必要な能力や態度の育成と、自尊心や他者尊重の心を育むなど、社会参加への準備をする時期
- 思春期（13～18歳） : 自意識と客観的事実との違いに悩みながら、社会で自立した生活を営む力を育むなど、体も心も大人に移行する時期
- 青年期（19～29歳） : 親の保護から自立し、大人の社会を展望するとともに、社会に参画し、貢献する大人となるための最終的な移行時期



第4章



計画の推進に向けた施策の展開

第4章には、施策の方向性に基づき取り組む9つの施策について、それぞれ「施策の概要」、「現状と課題」、「計画期間における方向性」、「主な成果指標」を記載するとともに、各施策を構成する具体的な事業の計画期間中の主な取組等を記載しています。

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき
基本的な視点	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利を尊重する 2 地域社会全体で子ども・子育てを支える 3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う 4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

施策の方向性	施策	事務事業名	所管局・課	頁
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業	こ)青少年支援室	55
		(2)人権オンブズパーソン運営事業	オ)人権オンブズパーソン担当	56
		(3)男女共同参画事業	市)人権・男女共同参画室	56
		(4)地域子育て支援事業	こ)企画課	57
		(5)小児医療費助成事業	こ)こども家庭課	58
		(6)児童手当支給事業	こ)こども家庭課	58
		(7)児童福祉施設等の指導・監査	こ)監査担当	59
		(8)子ども・若者未来応援事業	こ)企画課	59
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	こ)こども保健福祉課	64
		(2)母子保健指導・相談事業	こ)こども保健福祉課	65
		(3)救急医療体制確保対策事業	健)保健医療政策室	67
		(4)青少年活動推進事業	こ)青少年支援室	67
		(5)こども文化センター運営事業	こ)青少年支援室	68
		(6)わくわくプラザ事業	こ)青少年支援室	69
		(7)青少年教育施設の管理運営事業	こ)青少年支援室	69
		(8)いこいの家・いきいきセンターの運営	健)高齢者在宅サービス課	71
		(9)自治推進事業	市)協働・連携推進課	71
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業	教)教育政策室	74
		(2)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	教)指導課	75
		(3)教職員研修事業	教)総合教育センター	76
		(4)家庭教育支援事業	教)生涯学習推進課	77
		(5)地域における教育活動の推進事業	教)生涯学習推進課	78
		(6)地域の寺子屋事業	教)生涯学習推進課	79
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業	ま)住宅整備推進課	82
		(2)民間賃貸住宅等居住支援推進事業	ま)住宅整備推進課	82
		(3)市営住宅等管理事業	ま)市営住宅管理課	83
		(4)魅力的な公園整備事業	建)みどりの保全整備課	84
		(5)公園施設長寿命化事業	建)みどりの保全整備課	85
(6)防犯対策事業		市)地域安全推進課	85	
(7)商店街活性化・まちづくり連動事業		経)商業振興課	86	
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業	こ)保育対策課	90
		(2)認可保育所等整備事業	こ)保育所整備課	91
		(3)民間保育所運営事業	こ)保育第1課	91
		(4)公立保育所運営事業	こ)運営管理課	92
		(5)認可外保育施設等支援事業	こ)保育第2課	94
		(6)幼児教育推進事業	こ)幼児教育担当	95
		(7)保育士確保対策事業	こ)保育対策課	96
		(8)保育料対策事業	こ)保育対策課	97

施策の方向性	施策	事務事業	所管局・課	頁
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1)キャリア在り方生き方教育推進事業	教 教育政策室	103
		(2)きめ細かな指導推進事業	教 総合教育センター	104
		(3)人権尊重教育推進事業	教 教育政策室	105
		(4)多文化共生教育推進事業	教 教育政策室	106
		(5)健康教育推進事業	教 健康教育課	106
		(6)健康給食推進事業	教 健康給食推進室	107
		(7)教育の情報化推進事業	教 総合教育センター	109
		(8)かわさきGIGA スクール構想推進事業	教 総合教育センター	110
		(9)魅力ある高校教育の推進事業	教 指導課	111
		(10)学校教育活動支援事業	教 指導課	112
		(11)特別支援教育推進事業	教 指導課	113
		(12)共生・共育推進事業	教 教育政策室	115
		(13)児童生徒支援・相談事業	教 総合教育センター	116
		(14)教育機会確保推進事業	教 総合教育センター	117
		(15)海外帰国・外国人児童生徒相談事業	教 教育政策室	118
		(16)就学等支援事業	教 学事課	119
		(17)学校安全推進事業	教 健康教育課	120
		(18)交通安全推進事業	市 地域安全推進課	121
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1)児童虐待防止対策事業	こ 児童家庭支援・虐待対策室	126
		(2)児童相談所運営事業	こ 児童家庭支援・虐待対策室	127
		(3)里親制度推進事業	こ とも保健福祉課	128
		(4)児童養護施設等運営事業	こ とも保健福祉課	130
		(5)ひとり親家庭等の総合的支援事業	こ とも家庭課	131
		(6)女性保護事業	こ 児童家庭支援・虐待対策室	133
		(7)子ども・若者支援推進事業	こ 企画課	134
		(8)小児ぜん息患者医療費支給事業	こ とも家庭課	135
		(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業	こ とも保健福祉課	135
		(10)災害遺児等援護事業	こ とも家庭課	136
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1)生活保護自立支援対策事業	健 生活保護・自立支援室	140
		(2)生活保護業務	健 生活保護・自立支援室	140
		(3)生活困窮者自立支援事業	健 生活保護・自立支援室	141
		(4)雇用労働対策・就業支援事業	経 労働雇用部	141
		(5)民生委員児童委員活動育成等事業	健 地域包括ケア推進室	142
		(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	健 総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	143
		(7)更生保護事業	健 地域包括ケア推進室	144
		(8)障害者就労支援事業	健 障害者社会参加・就労支援課	145
		(9)障害者社会参加促進事業	健 障害者社会参加・就労支援課	146
		(10)ひきこもり地域支援事業	健 総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課	147
		(11)精神保健事業	健 精神保健課	147
9 障害福祉サービスの充実	(1)障害者日常生活支援事業	健 障害福祉課	149	
	(2)障害児施設事業	健 障害計画課	150	
	(3)発達障害児・者支援体制整備事業	健 障害計画課	150	
	(4)地域療育センター等の運営	健 障害計画課	151	

凡例：こ) とも未来局 市) 市民文化局 経) 経済労働局 健) 健康福祉局 ま) まちづくり局 建) 建設緑政局 オ) 市民オンブズマン事務局 教) 教育委員会事務局

【計画記載内容の見方について】

【主な成果指標】の見方

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例の認知度（子ども） (子どもの権利に関する実態・意識調査)	52.5% (令和2(2020)年度)	55%以上 (令和5(2023)年度)	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)

- ★1 成果指標となる指標の本計画策定時点での直近の実績値を記載しています。この数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等、指標によってはデータの取得年度に差があるため、実績値の下に年度を示しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実績値が低い事務事業があります。
- ★2 目標値については、取組の推進により目標値が上昇するもののほか、取組を講じることで一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。目標達成を判断する時期は、基本的には計画期間の終期（令和7(2025)年度）としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。

計画期間中の主な取組の見方

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	地域子育て支援事業 (こども未来局：企画課)	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。
計画期間中の主な取組		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施</p> <p>就学前までの乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談、援助等を実施します。(地域子育て支援センター：一般型28か所、連携型(児童館型)26か所、計54か所)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>【現状】子育て関連情報の提供や相談・援助等の実施</p> <p>年間延べ利用人数：現状(R2(2020))117,183人</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・利用者ニーズ寄り添った支援の実施 </div> <div style="text-align: right;"> <p>★2</p> <p>★3</p> </div> </div> </div>		

- ★1 計画期間内の取組及び取組の具体的な内容等を記載しています。
- ★2 現状の取組状況を記載しています。
- ★3 各取組の今後の実施予定を記載しています。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

◆施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

【施策の概要】

一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。

【現状と課題】

《子どもの権利》

- ◆ 「子どもの権利条例」に基づき、令和2（2020）年3月に、「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」「子どもの参加を支援する取組」の2つを重点取組として位置づけました。子どもの権利をめぐる課題は、すぐに解決できるものだけでなく深刻化・複雑化しているものも多いため、行政だけではなく多様な主体と協働・連携による取組や持続的な取組が必要となります。

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 地域や社会が親子に寄り添い、子どもの健やかな育ちを支えていくため、親子で交流できる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組をさらに推進する必要があります。
- ◆ 平成30（2018）年度から小児医療費助成制度における入院医療費助成の所得制限を廃止する制度拡充を実施するなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組みました。子育てに経済的負担を感じる家庭は多く、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえながら、持続可能な制度として、安定的かつ継続的に推進していくことが必要です。

【計画期間における方向性】

《子どもの権利》

- ◆ 子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組を行うとともに、多様な主体との協働・連携のもと、子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済など、子どもの権利保障の取組を進めていきます。

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 子育て親子の交流の場である地域子育て支援センターや、地域の「互助」の公的な仕組みとしてのふれあい子育てサポート事業、地域における子育てボランティア活動などを通じて、子育て家庭を地域社会全体で支える取組を推進します。また、保育・子育て総合支援センターでは、個別の子育て家庭のニーズを把握し、当事者の目線に立った寄り添い型の相談・情報提供を行うとともに、地域の子育て支援資源の育成や地域の関係機関との連携・協働のネットワークづくりを行っていきます。

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

- ◆ 妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施していくため、保育・子育て総合支援センターを中心とした子育て支援と、区の保健師等が行う専門的な母子保健と連携しながら、子育て家庭を一体的に支援していきます。
- ◆ 小児医療費助成制度については、今後も引き続き、着実に運営するとともに、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。

【主な成果指標】

名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明
子どもの権利に関する条例の認知度（子ども） （子どもの権利に関する実態・意識調査）	52.5% （令和2（2020）年度）	55%以上 （令和7（2025）年度）	「子どもの権利に関する実態・意識調査」（無作為抽出）の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数／全回答者数×100（%）
子どもの権利に関する条例の認知度（大人） （子どもの権利に関する実態・意識調査）	33.2% （令和2（2020）年度）	44%以上 （令和7（2025）年度）	「子どもの権利に関する実態・意識調査」（無作為抽出）の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数／全回答者数×100（%）
ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数 （こども未来局調べ）	8,292人 （令和2（2020）年度）	12,948人以上 （令和7（2025）年度）	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値
地域子育て支援センター利用者の満足度 ※10点満点 （こども未来局調べ）	9.0点 （令和元（2019）年度）	9.1点以上 （令和7（2025）年度）	「地域子育て支援センター利用者アンケート」（無作為抽出）における各質問項目（10段階）の平均値
地域における子育て支援活動の参加数（延べ数） （こども未来局調べ）	627回 （令和2（2020）年度）	2,371回以上 （令和7（2025）年度）	区役所で行う乳幼児健康診査等での子育てボランティア活動延べ数

具体的な事業

- (1)子どもの権利施策推進事業 (2)人権オンブズパーソン運営事業 (3)男女共同参画事業
 (4)地域子育て支援事業 (5)小児医療費助成事業 (6)児童手当支給事業
 (7)児童福祉施設等の指導・監査 (8)子ども・若者未来応援事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	子どもの権利施策推進事業 (こども未来局：青少年支援室)	子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した子どもの権利に関する広報・意識普及の促進</p> <p>様々な世代向けに、子どもの権利への関心と理解が深まるよう、広報資料を活用した意識普及を促進します。また、より多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深められるよう、市民参加のもとでの子どもの権利の啓発イベントや講師派遣事業による研修などを行います。</p> <p>【現状】事業実施 【R4(2022)以降】様々な広報媒体を活用した取組の推進</p> <p>②様々な世代に向けた広報資料による子どもの権利に関する意識普及の促進</p> <p>様々な世代向けに、子どもの権利への関心と理解が深まるよう、広報資料を活用した意識普及を促進します。</p> <p>【現状】意識普及の取組の実施 <u>広報資料配布部数：現状（R2(2020)）175,420部</u> 【R4(2022)以降】子どもの権利の理解を深める取組の推進</p> <p>③「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進</p> <p>「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、子どもの権利施策を総合的かつ計画的に推進します。行動計画に掲載している事務事業の進捗状況を把握し、計画期間の終了時には、実施結果について自己評価を行い、川崎市子どもの権利委員会の意見を求め、その結果を公表します。</p> <p>【現状】第6次行動計画に基づく取組の推進 【R4(2022)以降】第7次行動計画の策定</p> <p>④「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施</p> <p>川崎市子どもの権利に関する条例に基づく子どもに関する施策の推進にあたり、子どもの権利の保障状況を検証するために3年ごとに調査を実施します。</p> <p>【現状】調査実施（R2） 【R4(2022)以降】調査実施</p>	

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	人権オンブズパーソン 運営事業 <small>(市民オンブズマン事務局：人権オンブズパーソン担当)</small>	子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施</p> 安心して気軽に相談できるような様々な広報媒体を活用して、人権オンブズパーソン制度を広報・啓発するとともに、関係機関等と連携して、権利侵害についての相談及び救済を行います。 <p>【現状】子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談に対する助言及び支援 ・救済申立てに関する調査・調整等の実施 ・相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ・市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	男女共同参画事業 <small>(市民文化局：人権・男女共同参画室)</small>	「男女平等かわさき条例」の基本理念に基づき、社会のあらゆる場で誰もが、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①男女共同参画社会の形成の促進に向けた普及啓発の実施</p> 男女共同参画についての理解を深めるため、「男女平等推進週間」等の事業を実施するとともに、市の施設を積極的に活用し、広報・啓発を行います。 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の実施 ・情報発信等の実施 <p>フォーラム参加者数：現状（R2(2020)）288人</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等推進週間」等における普及啓発の実施 ・「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」による情報と活動成果の共有 ・すくらむネットと合同開催のフォーラム等を通じた普及啓発の実施 <p>②家庭生活への男性の参画促進</p> 男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じて、男性の家庭生活への参画を促進します。 <p>【現状】男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催 【R4(2022)以降】子育てサロン等の継続実施</p>	